

市の事務執行に対する市議会議員の
関与に関する調査特別委員会
調査報告書

令和5年3月2日

市の事務執行に対する市議会議員の
関与に関する調査特別委員会

凡 例

1 略称等について

(1) 法令等の略称

法・・・・・・・・・・地方自治法

条例・・・・・・・・・・徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例（平成31年4月1日施行）

施行規則・・・・・・・・・・徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成31年4月1日施行）

要綱・・・・・・・・・・徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱（平成29年6月1日施行）

(2) 団体等の略称

市の内部調査・・・・・・・・・・専門委員の調査に先立ち総務部が令和2年7月に行った、各部局に対して要望等記録票の提出を求めた調査

前回の百条委員会・・・・・・・・・・一般廃棄物処理業の不許可処分に対する調査特別委員会

調査報告書、報告書・・・・・・・・・・専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書

部内調査・・・・・・・・・・市の内部調査の結果、未作成となっていた要望等記録票が作成されたことを受け、保健福祉部内で実施した調査

(3) 本文中に出てくる人物等

X 議員、山本市議、山本議員、山本証人・・・・・・・・山本武生 市議会議員

Y 議員、須見市議、須見議員、須見証人・・・・・・・・須見矩明 市議会議員

Z 議員、加戸市議、加戸議員、加戸証人・・・・・・・・加戸 悟 市議会議員

鈴田証人・・・・・・・・・・・・・鈴田善美 元保健福祉部長

石川部長、石川証人(F部長)・・・・・・・・石川稔彦 元土木部長

日下所長、日下証人(G所長)・・・・・・・・日下裕司 元税務事務所長兼納税課長

高島副部長、高島証人(C副部長)・・・・・高島誠一 元保健福祉部副部長

A 課長・・・・・・・・・・・・・当時の保健福祉部子ども企画課長

B 部長・・・・・・・・・・・・・当時の保健福祉部長で、
鈴田善美 元保健福祉部長の前任

D 課長・・・・・・・・・・・・・当時の保健福祉部介護保険課長

E 副市長・・・・・・・・・・・・・当時の副市長

職員H・・・・・・・・・・・・・日下裕司 元税務事務所長兼納税課長の当時部下だった職員

I 部長・・・・・・・・・・・・・当時の財政部長

S 氏、S さん・・・・・・・・・・・・・特定の市税滞納者

目 次

第 1 調査特別委員会設置に至る経緯

1	条例制定の経緯	1
2	不当な要望等と不当要求	1
3	要望等の記録と報告	2
4	不当な要望等及び不当要求への対応	3
5	徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止に関する取扱要綱との比較	4
6	専門委員の調査に至る経緯	4
7	専門委員の報告・調査特別委員会の設置	7

第 2 調査特別委員会の概要

1	調査事項	9
2	調査権限	9
3	調査期間	9

第 3 調査結果

1	調査の経緯	10
2	調査の結果	13

第 4 結論

1	山本議員について	17
2	加戸議員について	18
3	須見議員について	18

第 5 虚偽の陳述

第 6 提言

第 7 告発

《資 料 編》

第 1	委員会等の開会状況	27
第 2	証人の出頭等	30
第 3	記録の提出	32
第 4	証人の供述（証言）内容	
1	全般について	33
2	専門委員調査対象事項(1)の事実について	34
3	専門委員調査対象事項(2)の事実について	35
4	専門委員調査対象事項(3)(4)の事実について	35
5	専門委員調査対象事項(5)の事実について	36
6	専門委員調査対象事項(6)(8)(9)(10)の事実について	36
7	専門委員調査対象事項(7)の事実について	37
8	専門委員調査対象事項(11)の事実について	38
9	専門委員調査対象事項(12)の事実について	40
10	専門委員調査対象事項(13)の事実について	41
11	専門委員調査対象事項(14)(15)の事実について	42
12	専門委員調査対象事項(16)の事実について	42
13	専門委員調査対象事項(17)の事実について	43
14	専門委員調査対象事項(18)の事実について	45
15	専門委員調査対象事項(19)の事実について	46
16	専門委員調査対象事項(20)の事実について	47
第 5	証言拒否等の状況	
1	記録の提出拒否の状況	51
2	証人の出頭拒否の状況	51
3	証人の証言拒否の状況	51
4	証人からの職務上の秘密に属するものである旨の申立ての状況	51
5	虚偽の証言、自白の状況	52
6	宣誓拒否の状況	52
第 6	調査経費	
1	予算額（議決額）	53
2	決算額（見込み）	53

第7 その他

1	委員会名簿及び運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	調査特別委員会の設置決議（令和3年9月21日議決）	56
3	調査経費の決議（令和4年3月22日議決）	57
4	地方自治法関連条文・・・・・・・・・・・・・・・・	58
5	徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱	60
6	徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・	65
7	徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例施行 規則・・・・・・・・・・・・・・・・	69

第1 調査特別委員会設置に至る経緯

1 条例制定の経緯

かつて、市では、廃棄物処理業者に対する行政処分に関し、担当職員らに対する第三者による働きかけが大きな問題となった。このため、市は、弁護士らによって構成される調査団に対し、当該案件の調査及び第三者による働きかけ防止策等について提案を求めた。そして、同調査団は、平成28年10月31日に報告書を提出し、その中で、市議会議員による当時の市長、副市長、部長ら市幹部に対する不適切な働きかけを認定した上、このような第三者による働きかけの防止策として、「外部からの働きかけを広く対象とし、当該働きかけを記録し、必要に応じて上司、最終的には市長まで報告を上げ、組織全体で対応するシステム」を提案した。

この提案を受けた市は、まず、将来的な条例制定を見据えた暫定的な措置として、「徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱」(以下「旧要綱」という。)を制定し、平成29年6月1日から施行した。そして、旧要綱の運営状況を踏まえて「徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例」(以下「本条例」という。)を制定し、平成31年4月1日に施行して現在に至っている。

2 不当な要望等と不当要求

- (1) 本条例は、まず、「要望等」について、「職員に対して行われる要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為(職員が職務で他の職員に対して行うものを除く。)であって当該職員が職務として受けるものをいう。ただし、不当要求に該当する場合にあっては、当該職員が職務として受けるもの以外のものを含む。」と定義している(本条例2条3号)。
- (2) そして、「不当な要望等」については、「要望等であってその内容が次のいずれかに該当するもの(不当要求を除く。)をいう。
 - ① 正当な理由なく、特定の者に対して著しく有利又は不利な取扱いを求めること
 - ② 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること
 - ③ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること
 - ④ 市が当事者となる契約において、市以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること
 - ⑤ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求めること」と定義している(同条4号)。
- (3) 次に、「不当要求」については、「暴力又は乱暴な言動その他の社会的相

当性を逸脱する手段により要望等をする」と定義した上(同条5号)、施行規則において、「社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする」とについて、具体的には、

- ① 暴力的行為、威迫的言動、その他社会常識を逸脱する手段により要求の実現を図る行為
 - ② 正当な理由なく、面談を強要する行為
 - ③ 乱暴な言動、威嚇行為等により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
 - ④ 正当な権利行使を装い、機関紙又は図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、下請け参入又は法外な補償等を強要する行為
 - ⑤ 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為を伴う要望等としている(施行規則2条)。
- (4) 規定振りから明らかなどおり、不当な要望等は要望等の内容に着目するのに対し、不当要求は要望等の態様に着目するものとなっている。

3 要望等の記録と報告

- (1) 要望等を受けた職員は、当該要望等の内容を記録しなければならない(本条例5条1項)。この記録を「要望等記録」という(同6条1項)。この要望等記録の作成が免除される事由として、
- ① 議事録等にその内容が記録される要望等
 - ② 書面により行われる要望等
 - ③ 公式又は公開の場における要望等
 - ④ その内容が次のいずれかに該当する要望等
 - ア 単なる事実の問い合わせ
 - イ 事実関係の確認
 - ウ 日常的に行われる営業活動
 - エ 多数の要望等に順次対応するような場合であって個別に記録する必要性が乏しいもの
 - オ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて回答する必要がないもの
- が規定されている(同5条1項)。
- (2) 要望等記録の記載事項は、
- ① 要望等を受けた日
 - ② 要望等を受けた場所
 - ③ 要望等を受けた方法
 - ④ 要望者の氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、名称並びに要望等を直接行った者の所属、役職、氏名及び連絡先)
 - ⑤ 要望等を受けた職員の所属、役職及び氏名
 - ⑥ 要望等の内容
 - ⑦ 要望等を行った者に対し、その場で対応した内容
- であり(施行規則4条1項)、不当な要望等又は不当要求に係る要望等につ

いては、更に、

- ① 不当な要望等又は不当要求に該当すると判断した内容
 - ② 不当な要望等又は不当要求に対し、その場で講じた措置も記載することとしている(同条2項)。
- (3) 要望等記録は、要望等がなされたときに作成しなければならないが、緊急を要する場合には、まず、実施機関に口頭で報告し、要望等の対応終了後に作成することができる(施行規則5条)。実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会である(同2条1号)。
- (4) 職員は、作成した要望等記録(又はその写し)を速やかに実施機関に提出しなければならない(本条例6条1項)。
- (5) 市作成に係る本条例の逐条解説によれば、不当な要望等に該当するか否かの判断は実施機関が行うものとされている。また、上司の決裁を受けて、組織的に共有することによって実施機関に提出したこととされ、要望等の内容が軽易な場合は課長、比較的重要なものである場合は部長、不当な要望等又は不当要求に該当すると考えられる場合は市長が決裁者とされている。

4 不当な要望等及び不当要求への対応

- (1) 職員は、要望等が不当な要望等又は不当要求に該当すると思料するときは、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適正に対応しなければならず(本条例4条2項)、また、不当要求が行われた場合(不当要求が行われるおそれがある場合を含む。)は、公正な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない(同条3項)。
- (2) 実施機関は、不当な要望等又は不当要求があったと認める場合、公正かつ厳正に対処するものとされ(同8条1項)、当該要望者に対する警告、当該要望等記録の公表その他の必要な措置を講じることができる(同条2項)。なお、実施機関が、当該要望につき不当な要望等若しくは不当要求に該当するか否か判断できない場合又は前記措置を講じようとする場合、徳島市職員倫理審査会に諮問することができる(同9条1項、2項)。
- (3) 施行規則では、徳島市公正職務委員会について規定している。同委員会は、第一副市长(委員長)、第二副市长(副委員長)、総務部長、消防局長、教育長、上下水道局長、交通局長及び病院局長をもって構成され、
- ① 不当な要望等又は不当要求への対策に関すること
 - ② 不当な要望等又は不当要求についての警察その他関係機関との協議に関すること
 - ③ 不当な要望等又は不当要求についての警告等の措置の実施に関すること

- ④ 不当な要望等又は不当要求についての情報交換及び連絡調整に関すること
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項に関すること
- を所掌事務とし、委員以外の職員、警察、その他関係者に対しても出席を求めることができるとされている(規則9条及び10条)。

5 徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱との比較

前記のとおり、本条例は、旧要綱を条例化したものであるとはいえ、規定する内容については異なる部分も少なくない。このうち、今回の調査に係るものは、以下の点である。

- (1) 要望等旧要綱の定義は、「職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為(職員が職務で他の職員に対して行うものを除く。)をいう。」とされ、職務に関しない不当要求は定義から除かれている点で本条例とは異なっている。
- (2) 不当な働きかけ旧要綱では、「不当な要望等」との用語は用いず、「不当な働きかけ」としているが、定義を比較すると、「職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること」(本条例)が、「公正な職務の執行を妨げることが明白であること」(旧要綱)である点を除き、ほぼ同じものとなっている。なお、「不当要求」の定義は、ほぼ同一のものとなっている。
- (3) 要望等の記録と報告
 - ① 職員に要望等の記録が義務付けられる点は同様であるが、「要望等記録票」と呼称され、作成した要望等記録票は「所属の長」に提出しなければならない(旧要綱8条1項)。所属の長は、当該職員が課長補佐の場合は課長、課長又は副部長の場合は部長とされている(旧要綱の解説資料)。記録票作成義務の免除事由は、「公式又は公開の場における要望等」がないことを除き、本条例とほぼ同一である(同7条)。要望等記録票の提出を受けた所属の長は、当該要望等が不当な働きかけ等に当たると思料するときは、速やかに市長に当該記録票を提出しなければならない(同8条2項)。
 - ② 不当要求があった場合、職員は、口頭その他適切な方法により直ちに所属の長に報告し、報告を受けた所属の長は、直ちに市長に報告しなければならない。

6 専門委員の調査に至る経緯

これからは、「不当な働きかけ」と「不当な要望等」を併せて「不当な要望等」と、「要望等記録票」と「要望等記録」を併せて「要望等記録」とそれぞれいうことにする。

令和2年4月2日、市長選挙が行われ、現市長が初当選し、同月18日に就任した。

そして、令和2年度の教育・保育施設整備事業に係る予算に疑問を感じた現市長の指示により、同予算の策定経過を調査する過程で、同事業に関連する市議会議員による要望等について、要望等記録が全く作成されていないことが判明した。

同予算には、同年度中に民間の保育所・認定こども園合計8施設の新設・改修を補助するため約16億2,813万円が計上され、それにより収容定員を496人増加させるものであったところ、再検討の結果、当時の待機児童37人(入所保留数も含めても251人)に対して過剰供給となること、予算議決後に建設場所が変更となるなど事業の進め方に問題があること、過大な財政負担となることなどを理由として、同事業を全面的に見直して予算執行を行わないことを決定し、これを同年6月3日に公表した。

○同日の記者会見における市長説明の抜粋

令和2年度当初予算に計上されました民間施設の新設補助により確保する定員は496人増加することとなりますが、現在の待機児童数は37人、その37人も含めた入所保留数は251人となっております。この251人の中にはさまざまな方(かた)がいらっしやう、例えばここの保育園でないと入らない、という方(かた)も含めた数字となっております。今回の事業手法はほかの徳島市立幼稚園・保育園や私立のほかの保育園の状況をきちんと精査しないままの民間施設の新設補助を前提とするものになっており、定員の過剰な確保につながる可能性があります。徳島市としましては、今の財政状況も踏まえて、そこの投資とリターンのバランスを考えないといけない局面にあると思っていますし、ほかの幼稚園や保育園とのバランスも考えないといけません。ちなみにこの計画では本年以降3カ年で合計800人の定員を確保していく計画となっております。

次に予算議決後の場所の変更についてです。

本事業は、「教育・保育施設等整備費補助事業」として、事業者名、事業予定地などを議会で説明した上で予算の議決を得た案件ですが、その後、一部施設におきまして、整備場所の周辺道路の問題や防災上問題のあるエリアであることが判明し、別の場所に急きょ変更になっているにもかかわらず、所管の委員会で正式な説明もなされないまま、事業が進められようとしており、この事業の進め方そのものにも疑問が残っているような状態です。

一つの場所を変更すると、他の場所にも影響が出ることが想定され、既存の施設とのバランスも含めての再検討が必要であると考えております。

また、総事業費16億円の事業実施による財政負担増大の懸念も

ございます。待機児童対策はもちろん重要課題ではありますが、この厳しい財政状況の中では、本事業の実施に伴い発行する地方債の償還や定員の増加に伴う給付費の増加は、徳島市の財政を圧迫していくことは確実です。

教育・保育施設の配置につきましては、本来、徳島市における公立施設の統廃合を含む再編方針により、公民の役割、バランス等を勘案し、全体的に事業を進めていく必要があると考えますが、現時点では、次期計画が策定されていない状況になっております。このため、民間保育施設の整備による定員枠の拡大だけが先行すると、将来の非効率な財政負担の増大につながってしまいます。

これは、子どもたちに多額の借金をまわすことになるという意味です。子どもたちの未来を守るための真の意味での待機児童対策への取り組みについて考えていきますと、教育・保育の推進に伴う財政負担は、今、徳島市でもとても大きくなっています。こうした状況の中で、教育・保育の安定的な提供と、子どもの健やかな発達を保障する「将来にわたり持続可能な保育サービスの提供」を進めていくためには、将来を担う子どもたちに過大な財政負担を残さないよう的確に見極めた上で、最小の経費で最大の効果を得られる取り組みが必要不可欠であり、特に、施設整備への投資は、今後の経常的に必要となる運営経費にかかる財政負担も十分踏まえ、計画的に行う必要があると考えています。

このまま民間施設の整備のみを優先し、事業を進めることになれば、待機児童解消はおろか、保育サービスそのものや市民生活への多大な影響も予測されます。市民の皆さんの生活を守り、子どもたちの未来を守るためにも、本事業だけではなく、市の事業全体を検証しつつ、事業効果を見極め、行財政改革を進めていきます。

とりわけ、待機児童解消に向けましては、公立施設の再編方針を早急に定め、公民の役割を明確化した上で、より効果的な施設配置による最適な定員確保を図ってまいります。

さらに、保育士確保の課題も大きいことから、保育士の働き方改革や処遇改善による効果も検討するなど、今後、持続可能な保育サービスの提供のために最善の手法を選択し、早急な待機児童対策に取り組んでまいります。

徳島市の財政状況ですが、主要財源の税収が伸びない一方で、扶助費などの社会福祉関係経費が大幅に増加するなど財政需要が膨張しており、これらを基金の取り崩しや地方債の借り入れで賄ってきたことにより、危機的な状況となっております。

直近の令和元年度一般会計決算におきましては、6億円の財政調整基金を取り崩し、地方債残高は約1,000億円まで増大しています。

また、この度の新たな国難ともいえる新型コロナウイルス感染症は、世界経済、日本経済に大きな影を落とし、今後、大幅な税収の減など、徳島市の市政運営にも大きな影響を及ぼすことが容易に予測されます。

このままでは、重要課題である待機児童対策はおろか、現在の保育サービスそのものすら提供できなくなるかもしれない、市民の皆さまの生活を守っていくためにも、早期に改革に取り組みなければならないと決意を新たにしたところであります。

既に、予算があるからそのまま実施するというのではなく、一つ一つしっかりと検証した上で、最終的な政策判断を行い、予算を執行していくことが、徳島市の財政運営を預かる市長としての責務であると強く認識しております。

前記要望等記録が作成されていなかったことや当該要望等は、市議会でも問題視されるに至り、同年6月25日、市は、市議会4会派の議員から、教育・保育施設整備事業に対する第三者の過度の介入について調査を求める申入れを受けた。

同年7月、市は、要望等記録の作成状況について全庁的な内部調査を行い、その結果、それまで未作成となっていた要望等記録が作成・提出されることになった。これを受けて、市が担当者のヒアリング等を実施したところ、前記事業も含め、不当な要望等又は不当要求に該当する可能性の認められる市議会議員からの要望等及びこれらを受けた業務遂行における問題が明らかとなった。

そして、市は、旧要綱・本条例が機能していなかったことを重視するとともに、市議会議員による不当な要望等・不当要求の有無など事実関係を解明するため、市は本条例の趣旨に鑑み、同年10月14日、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員を設置し、専門的見地からの調査を進めることとした。

7 専門委員の報告・調査特別委員会の設置

令和3年8月20日、専門委員から市へ調査報告書が提出され、同月31日の総務委員会に調査結果が報告された。同報告書では、市の事務執行に関与したとされる3名の議員について、資料（証拠）が十分ではなく、「不当な要望等・不当要求が行われた疑いがあるとの認識にとどめる」とされていたため、総務委員会の委員から、専門委員の調査には、当該議員に聞き取りを行っていないなど不十分な点があり、そのままでは市民の理解を得ることは困難であることから、議会としても何らかの答えを出すべきであり、うやむやにすべきではないとの意見が出された。

そして、令和3年9月16日、4人の議員が、市議会において、真相解明に向けた、さらなる調査を行うことが市民の負託を受けた議員の責務であるとして、「市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会

第1 調査特別委員会設置に至る経緯

の設置を求める決議案」を議長に提出し、同月定例会閉会日の9月21日の本会議において、賛成多数で可決され、「市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会」（以下「当委員会」という。）が設置されるに至ったものである。

第2 調査特別委員会の概要

1 調査事項

専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書の調査対象事項（調査報告書6頁から10頁記載、平成30年4月から令和2年4月までの期間のもの）となった市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する事項

2 調査権限

本議会は、上記1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を当委員会に委任する。

3 調査期間

当委員会は、上記1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

第3 調査結果

1 調査の経緯

当委員会では、専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書（専門委員調査報告書）の調査対象事項（調査報告書6頁から10頁記載、平成30年4月から令和2年4月までの期間のもの）となった市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する事項について、市職員及び当事者とされる議員への証人喚問、関係記録の提出を通して、調査を行ってきた。なお、専門委員調査報告書の調査対象事項は次の20項目である。

- (1) 平成30年4月、X議員から、保健福祉部子ども企画課A課長に対し、認定こども園アが、市の第1期子ども・子育て支援事業計画（※）とは異なる地区に設置されたことについて、「第2期子ども・子育て支援事業計画では、今後、こうしたことがないように。」などと強い申入れがあった。
※ 平成27年度～平成31年度（令和元年度）を対象期間とし、民間施設の整備も同計画に基づき行われていた。なお、第2期計画の対象期間は、令和2年度～令和6年度である。
- (2) 同年5月、X議員から、A課長に対し、認定こども園イの立入調査を実施したことに対し、「きちんと運営できているので、今後行く必要はない。」などと強い申入れと同時に、「誰が指摘したのか。」などと質問があった。
- (3) 平成31年1月、X議員から、A課長に対し、認可外の保育所ウについて、「平成31年度中に認可できないか。」との要望があった。
- (4) 同月、番号(3)の要望を受け、保育所ウの認可について部内で協議したものの、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていない施設の新設であるため、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置付けた上で、平成32年（令和2年）4月に認可する方針とした。しかし、その後、再度協議した結果、平成31年度中に認可することとした。その際、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていないことについて、同一ブロックにある保育園エの定員削減に伴う補充の取扱いとした。
- (5) 令和元年5月、保健福祉部B部長から、同部C副部長に対し、X議員からの要望として、保育所ウの認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があった。
- (6) 同年6月、X議員から、A課長に対し、保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があった。
- (7) 同月、Y議員から、A課長に対し、策定中の市立保育所の再編計画について、「〇〇地区で市外の事業者が認定こども園を整備するという噂を聞いた。同地区は保育所の定員は足りており、新たに認定こども園を整備すると、過当競争になるため、新規参入は認めない。また、保育所オの受皿として市外の事業者が参入することも認めない。」などと強い申入れがあった。
- (8) 同年7月、B部長から、C副部長に対し、保育所ウについて、同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があった。

- (9) 同年8月、X議員から、A課長に対し、保育所ウについて、「9月には事業を開始したいと言っていたのに、認可が10月とはどういうことか。9月の事業開始に間に合うよう認可するように。」との要望があった。
- (10) 同月、保育所ウについて、同月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後に入所手続を開始すると9月入所に間に合わなくなるため、入所を担当する子ども施設課が、開設見込みの段階から入所申込みを受け付けることで対応した。
- (11) 同月、甲（法人）が運営する介護事業所において、介護報酬の過大給付が判明し、保健福祉部介護保険課が返還（過誤調整）を求めるに当たり、同課D課長が、甲と関係があるX議員に事前に連絡したところ、X議員が甲と交渉してくれることになった。以後は、X議員からE副市長に進捗状況の連絡があり、それをB部長経由で知らされていた。なお、甲のホームページでは、X議員は甲の顧問として掲載されていた。
- (12) 同年9月、X議員から、A課長に対し、当時策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画について、「乙（法人）が保育所を計画しているらしいが、市の方針として、株式会社の参入は認めないと聞いている。他の事例でも、社会福祉法人を作らせているので、株式会社の参入は絶対に認めないように。」と強く要望があった。
- (13) 同年10月、X議員同席の下、E副市長から、土木部F部長に対し、丙（法人）が開設予定の認定子ども園カに関係する道路整備（道路新設）について相談があった。同年11月にも同一の出来事があった。甲と丙の代表者は同一人である。
- (14) 同年11月、X議員から、A課長に対し、保育所ウについて、「小規模保育事業所として認可を受けたが、通常の認可保育園としたいので第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしい」と要望があった。
- (15) 同月、上記要望を受け、同保育所を上記事業計画に含めることにし、その際、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより調整を行った。
- (16) 令和2年1月、令和2年度当初予算編成に当たり、民間保育園整備費補助事業に係る予算約16億2800万円（前年度約3億9100万円）について保健福祉部と財政部の意見が対立し、市長査定により予算計上が決定された。財政部の反対理由は、将来の財政破綻を招くというもので、①第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備を行った場合、施設整備に係る費用及びその後の給付金の急激な増大が予測されること、②財政負担軽減のため同時に進めることになっていた市立保育所・幼稚園の再編計画が進捗していないこと、③市長選挙（4月）を控え、政策予算は6月の補正予算とすべきこと（※1）であった。他方、保健福祉部は、待機児童対策の必要性に加え、6月予算では令和2年度限りの国庫補助金のかさ上げ措置を受けられなくなることを予算請求の理由としていた（※2）。
- ※1 従来、市では、市長選挙年度の当初予算は、人件費等必要最低限（骨

格予算)にしておき、政策的経費や新規事業費は6月の補正予算(肉付け予算)として計上する慣行となっていた。

※2 ただし、実際にかさ上げ措置が受けられることが決定されたのは予算成立後であり、当時は未定であった。

(17) 同年2月、別の議員の指摘を契機に、認定こども園カの建設予定地が当初の計画から変更され、土砂災害警戒区域内となっていたことが判明した。この事態に関連し、同年3月、X議員から、A課長に対し、以下のような言動があった。

① 建設予定地が土砂災害警戒区域内にあるため、認可が困難であることを告げた際に、「どうして今頃言ってくるのか。そんなことも確認していないのか。」などと叱責を受けた。

② 建設場所の変更について、第2期子ども・子育て支援事業計画どおり、当初と同じ中学校区内を要望したところ、以前、他施設では事業計画とは異なる校区でも黙認したことがあったと指摘され(番号(1)参照)、他校区における建設を認めるよう要望を受けた。

③ 建設場所の変更について丙と協議をしていたところ、「自分が土地を探しているのに勝手なことをするな。」との叱責を受けた。結局、X議員が選定した同一校区内の土地に建設予定地が変更された。

④ 予算成立後に建設場所が変更となったことについて、再度の予算議決を受けなければならない可能性がある旨告げた(※)ところ、「予算の議決に場所は関係ない。」との叱責を受けた。

※ 建設場所の変更について、3月議会閉会後に議長ら関係者に説明したところ、一部に「予算議決後の場所変更は認められない。」との発言があったことによる。

(18) 同年4月、退職を控えたE副市長から、D課長に対し、番号(11)の介護報酬返還について、今後はX議員と直接接触して対応するよう指示があった。

(19) 平成30年7月、Z議員から、所長Gと職員Hに対し、預金差押えをしていた特定の市税滞納者について、「分納中の差押えはひどい。無効だ、取り消せ。」「差押えを解除しないと議会で追及する。わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ。わしが言い始めたら、a(市議会議員名)どころではないぞ。」「なんな、その態度は。クビ切ったる。飛ばしてやる。」との発言があった。また、I部長に電話し、「GとHをすぐにクビにせえ。飛ばしてしまえ。」と発言した。

(20) 同年8月、Z議員から、財政部に対し、前記差押手続について、存在しない「差押予告通知」を見せるように求められたことから、GとHが「催告書」を持参し、要望に係る文書がないことを説明すると、「わしは20年も議員してるから覚えとるんじゃ。隠すな。今ないと言うんなら、いつまであったか、調べてこい。わしはおまえらを信じてないんじゃ。」「いちいち言い訳をするな。おまえは何をにらんどんな。言い訳したり、人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞ。」との発言があった。

専門委員調査報告書は、事実を認定するにあたって、各案件が不当な要望等・不当要求に該当することを民事・刑事の裁判において証明できるか否かという基準を用いて判断しており、上記20項目について、その発生時点で条例・要綱上作成が義務付けられている要望等記録が作成されておらず、いずれの案件についても、不当な要望等・不当要求であることを根拠付けるための資料（証拠）が十分ではないとして、「不当な要望等・不当要求が行われた疑いがある」との認定にとどめている。

しかし、当委員会の設置決議において定められた調査事項は、「専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書の調査対象事項（調査報告書6頁から10頁記載、平成30年4月から令和2年4月までの期間のもの）となった市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する事項」であることから、当委員会の調査対象は、「市議会議員の関与」の有無・内容であって、不当な要望等・不当要求に該当するかどうかを明らかにするものではないし、裁判所が民事・刑事の法的責任を明らかにするための裁判手続きとも自ずと異なるものである。また、過去の事実の認定にあたっては、裁判手続きにおける立証であっても、事案の発生直後に記録が作成されていなければ事実認定を行うことができないものではなく、関係者の記憶に基づいて事実を解明することは一般的に行われていることであるし、関係者の供述が食い違う場合には社会常識や経験則に照らしていずれの供述が信用できるかを判断することは十分に可能であるため、専門委員の判断にかかわらず、当委員会として事実認定を行うことは可能である。

当委員会の使命は、市の適正な事務執行との関係で市議会議員の関与にどのような問題があり、今後どのような方策をとるべきかを検討することによって、市民の議会・議員に対する信頼を維持・回復することにある。そのために、市の事務執行に対する市議会議員の関与がいかなるものであったのか、行政（市長部局）がこの関与についてどのように受け止めて対応していたのか、当該議員はその関与をどのように認識していたのかを、市議会の立場から明らかにすることによって、今後、市の適正な事務執行を推進するに当たり、市議会議員の関与の適正を確保するためにどのような方策をとるべきかを明らかにすることには十分意義があるし、そのような対応を行うことが市民からも期待されているものと考え、改めて上記20項目につき調査を行った。

2 調査の結果

当委員会の調査において、市は、内部調査の結果を当委員会に証拠として提出しているが、それは、令和2年7月に全庁的な内部調査を行い、それまで未作成・未提出であった事項も含めて職員から改めて要望等記録の作成提出を求め、さらに個別に職員からヒアリングを行った結果をとりまとめたものである。当委員会で証言した市職員は、これらの記録に基づき、山本議員、

須見議員及び加戸議員から不当な要望等・不当要求が行われたとの証言をした。

これに対し、山本議員は、部分的な関与は認めるものの、強い申入れや強要部分については全否定し、また加戸議員は、記録票の内容及び理事者の証言内容をほぼ全面否定したのに対し、須見議員は、要望等の事実を認め、ただ、それが強い申入れに当たるという評価のみを争った。

前述したとおり、専門委員調査報告書では、要望等の時点において職員が要望等記録を作成していないことから、裁判に堪えうる事実認定ができないとしたが、専門委員による調査と異なって、当委員会における調査では、関係する職員が偽証に対する制裁を負う状況下で証言しているし、専門委員が聴取対象としなかった関係議員も証言を行っている。それらの証言内容を精査し、証言内容が食い違っている部分についてはいずれの証言が信用できるかを検討することによって、市の適正な事務執行を図る上で市議会議員の関与にどのような問題があり、今後どのような方策をとるべきかを検討するという視点から、どのような事実があったのかを当委員会として認定することとした。

そうした視点から記録を検討するに、

- (1) 前記20項目の事実のうちの当該議員からの要望等に関する事実は、その要望等が行われた時点で記録票が作成されておらず、職員が記憶に基づいて説明を行ったものであるが、市から提出を受けた証拠の記載内容、並びに鈴田善美証人、石川稔彦証人、日下裕司証人及び高島誠一証人の証人喚問の結果は、具体的であり、不自然・不合理な点は認められないし、特異な出来事であることから数年の経過をもって核心部分に関する記憶が失われているとは考えられないこと。
- (2) 職員が内部調査や当委員会での証人喚問において当該議員からの要望等の事実を供述することは、それによって、当該職員や市長部局と議会・議員との軋轢を生み、今後の業務の遂行に支障が生じることがあったとしても、当該職員が利益を得ることは何もないため、当該職員が偽証罪の制裁を覚悟しながら虚偽の事実を供述する動機が存在しないこと。
- (3) 今回の内部調査は、職員から提出された記録票を踏まえて、担当者から直接ヒアリングを行い、不適切な事務処理が行われた事案につき市内部で組織的に調査・検討した結果であり、組織ぐるみで事実の捏造が行われたとは考えられず、その調査結果の信用性は高いと認められること。

鈴田証人の証言は伝聞によるものであるが、上記の調査・検討の結果を述べたものとして、信用性が認められること。

なお、記録票には一般的な要望であった旨が記載されているものがあるが、不当な要望であったかは、記録票の作成者が判断するものではなく、組織として判断するものであり、組織として不当な要望と判断したとする説明は合理的なものであること。

- (4) 職員らは当該議員から要望等を受けた際に記録票を作成提出していなかったが、そのことは、不当な要望等が行われなかったことを意味するものではないこと。すなわち、記録票が作成されていないのは、記録票を作成提出しても、当時の市長、幹部職員及び議会の状況に鑑みると、これが適切に受け入れられ、条例の定めるとおりに特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適正に対応されるところは期待されず、かえって自身の処遇上不利益に取り扱われかねないと懸念したことが要因であると認められること。

職員が、議員からの要望等に関する幹部職員の対応について上記のような認識・諦観を有していたことは、山本議員について、高島証人が、「山本議員は自分の思い通りにならないことがあると、些細なことでも副市長とか上司に連絡することが幾度となくあり、副市長も山本議員からの働きかけを認めていくという方向で指示をしていた。」と証言し、加戸議員について、日下証人が、「記録票を提出すれば、当該議員からどのような嫌がらせを受けるか分からないという危惧はあったし、I部長答弁は当該議員の要望をある程度是認するような内容であったので、当該議員の議員活動の批判につながる可能性のある記録票を作成することに躊躇があった。」と証言しているところであり、高島証人の証言は、山本議員が副市長等に頻繁に申し出を行っていたことや、その申し出後の市の対応状況の事実と整合するし、日下証人の証言は非常に生々しいものであり、いずれも信用性が高く、記録票を作成しなかった理由として首肯できること。

また、担当職員Hは、報復のおそれや業務に支障が生じるかもしれないことを懸念して、要望等が行われた時点で記録票を作成していなかったが、このたびの専門委員の調査において、働きかけに関する要綱や条例が制定されても、なお、従前同様の不当な働きかけが行われていたことについて、当時作成していたメモとともに記録票の作成・提出を行って専門委員の聴取に応じていることからしても、記録票が作成されていないことは不当な働きかけがなかったことと結び付くものではないこと。

に照らせば、内部調査の結果や職員の証言内容は十分に信用できるものである。

- これに対し、山本議員及び加戸議員（以下「両議員」という。）の証言は、
- (1) 両議員は、両議員の支援者・友人・長年の付き合いのある事業者や個人に関する事項について要望等を行っていたことは認めていること。
 - (2) 両議員とも同一人の同一事案につき繰り返し要望等を行っていること。

- (3) 両議員については、本件に限らず、長年の支援者や友人であり、長年のつきあいという関係性が続いている事業者や個人の個別案件について執拗に仲介や口利きのような言動を行っていたことが確認されていること。
 - (4) 山本議員による繰り返しの要望等の後、認可外保育所が小規模保育所として認可され、開設見込みの段階で年度途中の入所申込が認められ、さらに通常の認可保育所となり、既に編成済みの第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設の対象となるなど、通常ではあり得ない著しく有利な取扱いが現実に行われていること。
 - (5) 両議員が職員の証言を否認する理由として述べているのは、山本議員は、「権限のないことに対して不当な要望はしない。私が言う必要性はない。事業者からの話を聞いて、確認するため理事者に尋ね、その内容を聞いただけ。鈴田証人は当時関係部署にはいなかった。担当職員の記録票には一般的な要望であったと記載されている。」ということであり、加戸議員は、「行政で縦だといったことを、私独自の判断で横にせよと言ったことはない。取り消せという権限はない。発言の録音はない。メモは今でも書ける。」というものであって、いずれも一般的な理由に基づく全否定でしかないこと。
 - (6) 両議員の証言内容はこれまでの議会での当該事案に関する質問・発言内容とも整合しないこと。
- に照らせば、職員の証言等に反する両議員の証言は到底信用できない。

第4 結論

よって、当委員会は、当委員会に提出された証拠及び当委員会における証言を総合的に評価し、以下のとおり結論する。

(1) 山本議員について

山本議員は、特定の保育事業者の便宜を図るために、平成30年5月、保健福祉部子ども企画課A課長に対し、認定こども園イの立入調査を実施したことに対し、「きちんと運営できているので、今後行く必要はない。」などと強く申入れをして不当な要望等をしたことが認められる。

市は、認可外保育所ウについて、これを第2期子ども・子育て支援事業計画に位置付けたうえで令和2年4月に認可すること、平成31年(令和元年)度中に認可すること、令和元年10月に認可すること、同年9月に認可施設として開園できるようにすること、9月入所に間に合わせるよう開設見込みの段階から入所申込を受け付けること、小規模保育事業所として認可を受けたが、通常の認可保育所とするよう第2期子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが順次行っているが、これは通常あり得ない特例措置であり、山本議員が、平成31年1月から令和元年11月にかけて、保健福祉部B部長及び子ども企画課A課長に対し繰り返し要望等を行ったことによって行われたものであると認められる。

このことについて、山本議員は否定しているものの、これを記載した要望等記録票の作成・提出はされており、さらには保健福祉部の内部調査の結果並びに鈴田証人及び高島証人の証言内容は信用することができる。担当課は、それまでの市の取扱いや方針を合理的な理由もなく変更して、認可外保育所ウに関して著しく有利な取扱いを行うことを短期間で繰り返し行っているが、山本議員が単に認可時期等を問い合わせただけであれば、そのような異例な対応が繰り返されることは考えられないことであるし、山本議員はこの件に限らず担当者の対応に不満があると申出内容を実現させるために副市長等と面談することを繰り返していたことからしても上記の事実を認めることができる。市における上記の一連の対応は山本議員からの強い要望が行われたことによって公正な職務の遂行が害されたものである。

また、甲法人が運営する介護事業所に係る介護報酬の算定に過誤が生じており、保健福祉部介護保険課が本来支給すべき金額との差額約1000万円の返還(過誤調整)を求めるに当たり、副市長及び保健福祉部長において同法人の顧問に就任している山本議員を介して同法人と返還協議を行う方針としたことが認められる。このことは、山本議員が甲法人の運営に関する市の対応に従前から深く介入していたことに基づくものであり、そのこと自体が異常である。山本議員が、甲法人の介護報酬を返還することと、同法人の関連法人が運営する認定子ども園カの整備を実現することを関連づけていたことについては、山本議員はこのことを否定しているが、返還請求額の全額が返還されるまでに通常よりも長

い期間を要していることは事実であるし、対応した市の幹部職員はそのような認識の下に返還請求に関する事務を遂行していた事実が認められ、山本議員の関与なしにそのような認識が形成されることはあり得ないことである。山本議員の上記対応は、市民からは市の行政が特定の議員と癒着して、その者が顧問に就任している特定の事業者に有利な取扱いをしていたという疑いを抱かせるものであり、市の公正な職務の遂行に対する市民の信頼を著しく害するものである。

(2) 加戸議員について

平成30年7月、加戸議員が所長Gと職員Hに対し、預金差押えをしていた特定の市税滞納者について、「分納中の差押えはひどい。無効だ、取り消せ。」、「差押えを解除しないと議会で追及する。わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ。わしが言い始めたら、a（市議会議員名）どころではないぞ。」、「なんな、その態度は。クビ切ったる。飛ばしてやる。」と発言し、また、I部長に電話し、「GとHをすぐにクビにせえ。飛ばしてしまえ。」と発言したことについては、加戸議員がこれを否定しているものの、これを記載した要望等記録票の作成・提出はされており、また、日下証人の証言内容が極めて具体的・迫真的であり、事実に基づかず創作できるような内容ではない上、日下証人が偽証罪の制裁を覚悟してまで虚偽の証言を行う動機は認められないため、上記発言が行われた事実を認めることができる。

上記の発言は、議員としての品位を著しく欠くものであるし、職員に対する発言として極めて不適切であり、その表現内容からして恫喝に該当するとの評価を免れられないものである。この発言を行ったことは、職員を威迫して特定の者に対して著しく有利な取扱いを求める不当な要望等・不当要求に該当し、明らかに市の公正な職務の遂行を甚だしく害する行為である。

(3) 須見議員について

須見議員に係る専門委員調査対象事項(7)については、同議員は申し入れを行った事実を認めているし、職員の受け止め方としては「強い申し入れ」であったと認めることができ、適切であったとはいえないものの、それによって市の公正な職務の遂行が害されたとまでは認められない。

第5 虚偽の陳述

虚偽の陳述と認定された証言は、21頁記載の「別表 虚偽の陳述と認定した証言一覧」のとおりである。

第6 提言

当委員会の認定した事実は、当時、条例の趣旨に反して、要望等記録票の作成がなかったため、条例に反する事実があったとまでは直ちには判断することができなかったものであるが、どうして要望等記録票が作成・提出されなかったのかを考えるに、職員からすれば、そのような記録票を作成・提出しても、与党会派の議員の言動については不当な要望等・不当要求と判断されて是正される見込みがないばかりか、かえって不利な取扱いを受けるおそれがあると考えられたことが伺える。このような条例の適正な執行を妨げるような執務環境は改善される必要があると考える。

よって、当委員会は、次の通り提言する。

- (1) 当該議員は職員に対して不当な要望等・不当要求と疑われ、そのように受け止められるような言動は厳に慎むこと。
- (2) 市議会議員は条例で禁じる不当な要望等・不当要求はもちろんのこと、ハラスメント同様、そのように疑われ、そのように受け止められるような言動がないように職員への対応の仕方に配慮すること。
- (3) 上記(1)及び(2)を法的に担保するため、議員に関する倫理条例の制定を検討すること。
- (4) 市には、職員が条例の趣旨に則り、市議会議員等から何らかの要望等を受けたときは、不当な要望等・不当要求に該当するかどうかを問わず、要望等記録票を作成し、速やかに実施機関に提出するとともに、市長が内容を公表する仕組みを検討すること。

第7 告発

山本議員及び加戸議員は、「第3 調査結果 2 調査の結果」で述べたとおり、当委員会における証人喚問において、前記で認定した事実を否定する証言を行っている。その証言は、証言態度等からして記憶違いや勘違いによるものであるとは考えられないため、自己の記憶に反して虚偽の事実を陳述したことになり、地方自治法第100条第7項違反の罪を犯したと思料されるので、同条第9項に基づき両名を刑事告発するのが相当である。

そこで、当委員会は山本議員及び加戸議員の両名を告発することに決定し、告発議案を議員提出議案として議長へ提出することを決定した。

虚偽の陳述と認定した証言一覧

山本議員

	偽証内容	山本議員の証言	職員の証言
1	山本議員は、平成30年5月、保健福祉部子ども企画課のA課長に対し、認定こども園イの立入調査について、「きちんと運営できているので、今後行く必要はない。」などと申入れをしていたにもかかわらず、「どのような調査なのか差し障りのない範囲で確認をしました」「差し障りのない範囲で、言えるのであれば言ってくれという話をお問合せした」だけであると述べて上記申入れを行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。	<p>◆ 山本証人</p> <p>私の記憶する中で、立入調査に対して、調査があると事業者から聞いたので、どのような調査なのか差し障りのない範囲で確認をしました。その際、調査に対する内容はお伝えできないとのことであったので、その旨事業者にお伝えしたという記憶がございます。決して強く申し入れてはおりません。私の政治信条としては、市民のためになることを行政はすべきと考えておまして、権限のないようなことに対して不当な要望はいたしません。</p> <p>◆ 山本証人</p> <p>これも最初に説明をしましたけれども、その事業者から、監査がありますよと、調査かな、で、どんな調査なんかなと聞かれましたので、これ監査とかというのは、内容とかいつ行くとかね、そういう詳細はお伝えできないことは十分私も分かっています。先生先ほどおっしゃい、まあ御指導していただいたように、聞いたことをそのままするというは私も、子供の使いではないので、私なりに精査させていただいて、理事者のほうにはお問合せさせていただいております。その中で、差し障りのない範囲で、言えるのであれば言ってくれという話をお問合せしたと。その際、調査に対する内容はお伝えできないということだったので、まあそれはそうじゃわねということで、事業者のほうにもそのようにお伝えをしております。</p> <p>◆ 山本証人</p> <p>調査が入るということを知ったので、私はその人員がどうだこうだというようなことを知り得るものでもありませんので、で、確認したところ、差し障りない範囲で教えてよということを確認したところ、調査内容はお伝えすることはできないということでしたので、そのことをお伝えしただけです。私も、何もせずにそのまま、できないこと分かっているからって行って事業者に、市にも言わずにはできないので、一応確認をした上で事業者のほうに連絡をさせていただいております。</p>	<p>◆ 岡委員長</p> <p>それでは、次に、認定こども園イに対する山本議員の働きかけについて、お伺いをいたします。</p> <p>このことに関して、報告書によると、平成30年5月に山本議員からA課長に対し、認定こども園イの立入調査を実施したことに対し、きちんと運営できているので今後行く必要はないなどと強い申入れがあったとありますが、調査内容に相違はございませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人</p> <p>はい、おおむねこのような内容であったと確認をしております。</p>
2	山本議員は、保健福祉部子ども企画課のA課長らに対し、認可外保育園ウを平成31年度中に認可するよう申入れをしていたにもかかわらず、「いつ認可ができるのかお伺いをしたところ、平成31年度に認可ができると当時の担当課長から連絡があったものです。」「担当課長からできるというお伺いをしたので、私からしてくれと言う必要はあるんでしょうか。」「認可ができるということは、私がしてほしいと言ったのではなくて、担当課の課長さんからできますよというお話を私は聞いているだけ」などと述べて、上記申入れを行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。	<p>◆ 山本証人</p> <p>平成31年度の認可を求めたのではなく、いつ認可ができるのかお伺いをしたところ、平成31年度に認可ができると当時の担当課長から連絡があったものです。</p> <p>◆ 岡委員長</p> <p>平成31年度中に認可できないかとの要望をしていないということでも理解してよろしいか。</p> <p>◆ 山本証人</p> <p>平成31年度に認可ができるというふう担当課長からお伺いしたと申し上げたとおりです。</p> <p>◆ 岡委員長</p> <p>平成31年度中に認可できないかとの要望はしたことがないという理解でよろしいか、何度も聞きますが。</p> <p>◆ 山本証人</p> <p>繰り返しになりますけれども、担当課長からできるというお伺いをしたので、私からしてくれと言う必要はあるんでしょうか。担当課長から30年度中に、あ、31年でしたかね、にできるというふうにお伺い</p>	<p>◆ 岡委員長</p> <p>次に、認可外保育園ウに対する山本議員の働きかけについて、お伺いをいたします。</p> <p>このことに関して報告書によると、平成31年1月に山本議員からA課長に対し、認可外保育園ウについて、平成31年度中に認可できないかとの要望があり、部内で協議した結果、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置づけられていない施設の新設であるため、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置づけた上で、平成32年、今でいいますと令和2年ですが、4月に認可する方針を決めたとありますが、調査内容に相違はございませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人</p> <p>おおむねこのような内容であったと確認をしております。</p> <p>◆ 岡委員長</p> <p>しかし、その後再度協議し、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置づ</p>

	<p>したということです。</p> <p>◆ 岡委員長 あのね、31年度中に認可できないかとの要望はしたことはないという認識でよろしいかということ聞いています。したことがなければいって下さい。</p> <p>◆ 山本証人 繰り返になりますけども、まあ、ないということになると思います。</p> <p>◆ 山本証人 適切かどうかは私は分かりません。説明したとおり、担当課長、担当課の方々と事業者を、協議する場をつくって、その場でいろいろスケジュールの確認をされて、で、事業者と市のほうで協議をして認可になったのではなからうかと思えます。で、主尋問の中で説明もありましたけども、どこかの、どこかちょっと分かりませんが、定員が減ったんですかね、その関係で、その年度内というか計画内というかはちょっと分かりませんが、認可ができるということは、私がしてほしいと言ったのではなくて、担当課の課長さんからできますよというお話を私は聞いているだけなので、その短期間でしたことについて、については、もうそれは私の判断できるようなことではないと思いますけども。</p>	<p>けられていないことについては、同一ブロックにある保育園エの定員削減に伴う補充の取扱いとすることで、平成31年度中に小規模保育事業所として認可することとしたとありますが、調査内容に相違はございませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人 はい、おおむねこのような内容であったと確認しております。</p> <p>◆ 岡委員長 それではここで確認をさせていただきます。認可外保育所ウについて、一旦平成32年4月に認可する方針を決めたにもかかわらず、どのような理由で再度協議し、平成31年度中に認可することとしたのですか。</p> <p>◆ 鈴田証人 調査によりますと、このことに関しましては、山本議員から担当課だけでなく当時の部長や副市長にも働きかけがあって、結果として議員の言うとおりにこれまでしたことのない調整を行っていたということが、部内調査で確認しております。</p> <p>◆ 岡委員長 それでは、ここで確認をいたします。知っていれば結構でございます。 認可外保育所ウについて、当初は第2期子ども・子育て支援事業計画に位置づけた上で、平成32年4月に認可する方針を決めていたにもかかわらず、保健福祉部B部長からの指示とはいえ、どのような理由から再度協議をし、平成31年度中に小規模保育事業所として認可することにしたのでしょうか。</p> <p>◆ 高島証人 私は平成31年4月に、保育所認可を担当する保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長になりました。前任者がB部長でありました。その部長からの引継ぎファイルの中に、山本議員、保育園認可と書かれたメモがございまして、山本議員のこれまでの行動や関係課の対応も含めまして、以前から、この保育所ウを認可保育所にするについては山本議員からの働きかけによるものであると、私は認識していたことを記憶しております。</p>
<p>3 山本議員は、保健福祉部のB部長に対し、認可外保育園ウを令和元年10月頃に小規模保育事業所として認可するよう申入れをしていたにもかかわらず、「私から、10月に認可せえとか言う必要はないのではないかなど。」「担当課長からできるというお伺いしたので、していないことに対してなかったかどうかということ聞かれると、なかったとしか言いようがないと思います。」「認可を早めてほしいなどとは特に言う必要もありませんし、言っていない。」などと述べて、上記申入れを行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。</p>	<p>◆ 岡委員長 保健福祉部に対し、認可外保育所ウの小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるようにと要望したことはないということで理解してよろしいですか。</p> <p>◆ 山本証人 これも先ほど申し上げたとおりなんですけれども、担当課の各課の方と経営者の方が集まって話した中でそういう話になったというものであって、私から、10月に認可せえとか言う必要はないのではないかなど。まあ、その場におりましたけども、そのような時期、はっきりいつかは覚えてませんが、そのような、まあ、スケジュール的なことを御説明を受けたように記憶しております。</p> <p>◆ 岡委員長 要望はなかったということで理解してよろしいか。</p> <p>◆ 山本証人 もう、これも繰り返になりますけれども、していないことに対してなかったかどうかということ聞</p>	<p>◆ 岡委員長 その後、令和元年5月に、B部長からC副部長に対し、山本議員からの要望として、認可外保育所ウの小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があったとありますが、調査内容に相違はありませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人 はい、おおむねこのような内容であったことを確認しております。</p>

4	<p>山本議員は、保健福祉部子ども企画課のA課長に対し、令和元年10月に認可される予定であった認可外保育園ウについて、令和元年9月の事業開始に間に合うように認可するよう申入れをしていたにもかかわらず、「認可を早めてほしいなどとは特に言う必要ありませんし、言っていないです。」「早めてくれと言うような必要はありませんので、言うことはないと思います」などと述べて、上記申入れを行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。</p>	<p>かれると、なかったとしか言いようがないと思います。</p> <p>◆ 岡委員長 山本証人は、子ども企画課A課長や保健福祉部B部長に対して、認可外保育所ウの9月認可・開園に向けた要望をされたことに間違いはありませんか。</p> <p>◆ 山本証人 先ほども答弁したように、打合せで担当職員から、そのくらいの時期に認可ができると説明があったものです。打合せしてから、打合せした日から月日がたって、認可外保育所ウの経営者から、市からの連絡がないため確認してほしいという依頼があったかのように思います。その際、電話でスケジュールの確認を行い、事業所に伝えただけのものでございます。認可を早めてほしいなどとは特に言う必要ありませんし、言っていないです。</p> <p>◆ 山本証人 繰り返しになりますが、説明したとおりであって、担当課長から聞いたスケジュールを事業者にお伝えしただけであり、早めてくれと言うような必要はありませんので、言うことはないと思いますし、また、当時、鈴田証人は保健福祉部には関係のない部でいらっしゃったというふうに理解しておりますので、鈴田証人の証言に対する根拠づけというのは、私はもちろんできないと思います。</p> <p>◆ 岡委員長 さらに、報告書によると、令和元年8月には山本証人から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、9月には事業を開始したいと言っていたのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう認可するようとの要望があったとあり、鈴田証人の証言もおおむね一致しておりますが、山本証人にはそのような要望をされたことに間違いはありませんか。</p> <p>◆ 山本証人 繰り返しになりますが、事業所から問合せがあったため、希望するブロックでの認可が可能か否かについては確認したかもしれませんが、認可保育所にしてほしいとかいうことに関しては言った覚えはありません。また、鈴田部長は、繰り返しになりますが、その当時は保健福祉部に所属はされていらっしゃらないというふうに思いますので、それに、鈴田証人の証言に対する根拠を示せというのは私にはできません。</p> <p>◆ 岡委員長 認可外保育所ウについて、9月には事業を開始したいと言っていたのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう許可するようとの要望はしていないということで理解してよろしいか。</p> <p>◆ 山本証人 繰り返しになりますが、打合せをした日から月日がたって、役所のほうから連絡がないということで、そのスケジュールに対して確認をして事業者の方にお伝えをしただけということであって、9月に認可しなさいであるとかいうことを私が言う必要性はないし、そんな権限もないと思います。</p>	<p>◆ 岡委員長 また、令和元年8月には、山本議員からA課長に対し、認可外保育所ウについて、9月には事業を開始したいと言ったのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう認可するようとの要望があったとありますが、認可が10月となる理由について、8月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後に入所手続を開始すると9月入所に間に合わなくなるためとしておりますが、調査内容に相違はございませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人 おおむねこのような内容であったことを確認しております。</p> <p>◆ 岡委員長 同年6月には山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があり、同年7月には保健福祉部B部長から高島証人に対し、認可外保育所ウについて、同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があったとあります。また、そのことに関連して、8月には山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、9月には事業を開始したいと言っていたのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう認可するようとの要望があったとありますが、一連の経緯を含め、その内容に相違はございませんか。</p> <p>また、認可が10月となる理由について、担当課では、8月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後に入所手続を開始すると9月入所に間に合わなくなるためとしていますが、このことについても相違はございませんか。</p> <p>◆ 高島証人 おおむねそのような内容であったと記憶しております。</p> <p>◆ 岡委員長 それではここで確認をいたします。保健福祉部B部長から高島証人に対し、認可外保育所ウについて、5月には令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるよう指示があり、その後7月には、これまでの方針を変え、9月の開園に向けて準備を進めるよう指示があったとありますが、その理由について何か説明はありましたか。</p> <p>◆ 高島証人 B部長からは特に時期の、時期というか10月や9月開園に向けて準備を進めていくように指示されたことを記憶しております。特に説明はなかったと思います。なかったと記憶しております。ただ当時、誰から聞いたかちょっと覚えてはおりませんけれども、この保育所を運営上において早期認可することによって、徳島市からの委託料の収入が増加するというような話を聞いた記憶はございます。</p> <p>◆ 高島証人</p>
---	---	---	---

			<p>このたびの保育所、この認可外保育所ウに関しましては、山本議員の圧力によりまして、山本議員の考えや要望のとおりこれまででないスピードで特例的対応をしてきたことは否定できません。しかし同時に、そのような対応は行政としてはあってはならないものでありまして、特に要綱や条例が制定されていたにもかかわらず、実際には山本議員の圧力に逆らうことができずに、合理性に欠けるような、合理性に欠ける不適切な対応をしていたと認識しております。</p>
5	<p>山本議員は、保健福祉部子ども企画課のA課長に対し、認可外保育園ウについて、小規模保育事業所として認可を受けたが通常の認可保育園としたいので、第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしいと申入れをしていたにもかかわらず、「認可してほしいというような要望はしておりません」と述べて上記申入れを行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。</p>	<p>◆ 岡委員長 報告書によると、令和元年11月に山本証人から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、小規模保育事業所として認可を受けたが通常の認可保育園としたいので、第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしいと要望があったとあり、鈴田証人の証言もおおむね一致しておりますが、山本証人にはそのような要望をされたことに間違いはありませんか。</p> <p>◆ 山本証人 これもまあ、繰り返しになりますが、事業所から問合せがあって、希望するブロックに認可が可能か否かについて確認したことはあると思いますし、その確認をした内容を事業者にお伝えしたこともあります。ただ、この時期の、何というんですかね、保育所をしたいという事業者たちは、基本、皆さん、市は協議していたように思いますので、それを認可してほしいというような要望はしておりませんし、また、これも繰り返しになりますが、鈴田証人はその当時は保健福祉部には関係のない部でいらっしやったのではなかろうかということだけ申し添えておきます。</p>	<p>◆ 岡委員長 令和元年11月に、山本議員からA課長に対し、認可外保育所ウについて、小規模保育事業所としての認可を受けたが、通常の認可保育園としたいので、第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしいと要望があり、同月、認可外保育所ウを第2期子ども・子育て支援事業計画に含めることにし、その際、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより定員の調整を行ったとありますが、調査内容に相違はありませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人 この件に関しましても、おおむねこのような内容であったことを確認しております。</p> <p>◆ 岡委員長 ここで確認をしておきます。認可外保育所ウについて、山本議員からは幾度となく働きかけがあり、認可外であった保育所ウを、1年もたたない間に小規模認可保育所、通常の認可保育園にすることを求められ、最後には第2期子ども・子育て支援事業計画に追加するとともに、令和2年度からの施設整備補助予算も計上しております。徳島市は、山本議員に関わる案件に対してだけ特例的措置とも取れる対応をしてきたとしか考えられませんが、このことについてどのような御認識を持っておられますか。</p> <p>◆ 鈴田証人 部内調査で確認をしたことですが、山本議員が当時の部長や課長などに働きかけを行って、特例とも取れる対応を行っていたことは、先ほど述べさせていただいたとおりです。山本議員の考えや要望のとおり物事を進めていったことは否定できず、保育行政の計画性、一貫性、合理性に欠ける対応をしていたという認識を持っております。</p>
6	<p>保健福祉部子ども企画課のA課長は、丙法人が開設を予定していた認定こども園の建設予定地が予算案で予定していた場所から変更となっており、このような場合は、それまでの取扱いからして、議会の了承を得るか説明を行うことが必要であったことから、そのことを山本議員に説明したところ、山本議員は「予算の議決に場所は関係ない」と発言したにもかかわらず、「予算の上程等は市長部局が行うことであっ</p>	<p>◆ 岡委員長 予算の議決に場所は関係ないとの発言はしていないということで理解してよろしいか。</p> <p>◆ 山本証人 これも先ほど説明しましたが、予算の上程等は市長部局が行うことであって、私がする必要もありませんし、その権限もありません。</p> <p>◆ 岡委員長 そういう発言はしていないということで理解してよろしいか。</p> <p>◆ 山本証人 一字一句、全てしゃべったことを覚えているというのはちょっと難しいと思いますので私ははっきり分</p>	<p>◆ 岡委員長 次に、丙法人が開設予定の認定こども園カの建設予定地変更について、令和2年3月議会閉会後に議長ら関係者に説明したところ、一部議員から予算議決後の場所変更は認められないとの発言があったため、山本議員に、予算成立後の建設予定地変更について再度の予算議決を受けなければならない可能性がある旨を告げたところ、予算の議決に場所は関係ないとの叱責を受けたとありますが、調査内容に相違はございませんか。</p> <p>◆ 鈴田証人 はい、おおむねこのような内容であったことを確認しております。</p>

<p>て、私がする必要もありませんし、その権限もありません。」「必要はないというようなことは私の権限にはありませんし、言いません」と述べて上記発言を行ったことを否定し、記憶に反して虚偽の陳述をした。</p>	<p>かりませんけれども、そのことを聞いたことはあるのかもしれませんが、内容をですね。だけど、そんな、必要はないというようなことは私の権限にはありませんし、言いません。</p> <p>◆ 武知委員 議会で議決ということは、3月の閉会日で議決をし、その場所で決定すると。その決定の場所というのは、私の記憶では土砂災害警戒区域の場所で議決をしたということやったんですけど、それも、ある程度山本議員の中では情報はありながら、そしてまた友人に別の場所を探してもらいながら、別の場所に切替えをしていく、そういうところというのは認識があった上で議決に臨まれたということですか。</p> <p>◆ 山本証人 そうですね。土地の、土砂災害警戒区域ではあるというのは知っていましたので。ただ、これも主尋問の中で御返答させてもらいましたけども、それを上程するしないは市長部局のお仕事になりますので、私としますと、知っていたにもかかわらずおっしゃってましたけれども、ほかのところもございますので、それについてはたしか賛成したと思います。</p>	<p>◆ 岡委員長 ここで確認をいたします。これまで議会では数多くの計画や予算内容の説明を受けてきましたが、理事者はその内容について、議会から何らかの了承を得た後に事業を進めてきたと記憶しております。そのことは、計画の変更や予算内容に変更があった場合も同様であったかと思いますが、議会に説明せず、また、了承も得ないまま事業を進めたことはありますか。</p> <p>◆ 鈴田証人 これまで、計画だったり予算につきましては、何らかの形で議会には説明をさせていただいたり了承をいただいた上で事業を進めてきたと記憶しております。それには計画や予算に変更があった場合も同様のやり方であったと記憶しております。</p>
---	---	---

加戸議員

	偽証内容	加戸議員の証言	職員の証言
1	<p>加戸議員は、税務事務所の日下証人と職員Hを議会事務局横の応接室に呼び出し、預金の差押えをしたSさんについて、「分納中の差押えはひどい、無効だ、取り消せ。」と発言したが、「そういうことは言ってません。」「言っていないものを、私は言ったとは言えません。」「ほれが無効だとか、取り消せとか、私は言ってません。断言できます。」などと記憶に反してその発言を行っていないという虚偽の陳述をした。</p>	<p>◆ 岡委員長 平成30年7月にSさんの銀行預金差押えを執行したところ、日下証人は加戸証人から、Sさんのことで話があるとして議会事務局横の応接室に呼び出され、分納中の差押えはひどいから無効だ、取り消せと言われたと証言しております。この事実間違いはございませんか。</p> <p>◆ 加戸証人 全ての事案についてですけれども、私は行政が縦ですと言ったものを、私の独自の判断で横にせよと言ったことはありません。私はそういうやり方で対応してません。で、これまで生活相談等で対応してきたものは、多分1万件ぐらい、議員になる前から生活相談というものをやってきましたから、そんなも含めると1万件は優に超えるんじゃないかなと思いますけれども、そういうことは一切ありません。(以下略)</p> <p>◆ 加戸証人 いや、そうでなくて、その、いわゆる私が言った言葉ですね、その、取り消せとか、そういうことを私は言う権限ありませんし。この、課長さん、所長さんだっと思うんですけども、これ委員長のほうで実名挙げられませんでしたので、証人喚問されてますんでそうかなと思ったんですが、日下証人ですね、この場合についてももちろんなんですけども、この方に権限があるわけじゃないです。それでやってきてるのは、このいわゆる銀行の差押えの執行をしたりやってるのは、遠藤市長そのものです。遠藤市長に対してそういうことを言うのであれば、私が、それは議会の場であって私は思ってますけれども、効力あると思いますけれども、そういうことはやりません。</p> <p>◆ 加戸証人 申し訳ございませんが、委員長のお声の最後のほうがちょっと聞き取りにくいんで、間違ったら申し訳ないんですけども、だから、私が日下証人に、日下氏に対して、取り消せじゃの、そういう権限もないし、そういうことを言ったところで、Sさんの何の助けにもならないということ、私も長いこと生活相談に乗ってくる中で熟知してます。だからそういうことは言ってません。まあそういうことです。</p> <p>だから、それを交渉経過記録の中でどない書いたかっていうのは、ほれは分かりません。だけど、言う</p>	<p>◆ 岡委員長 その際、加戸議員から日下証人と職員Hに対し、預金の差押えをしたSさんについて、分納中の差押えはひどい、無効だ、取り消せとの発言があったとしていますが、このことに相違はありませんか。</p> <p>◆ 日下証人 おおむねそのような御発言であったと承知しております。</p>

		<p>必要もないし、言っていないものを、私は言ったとは言えません。そういうことです。</p> <p>◆ 加戸証人 そういう、私は会話を、私はやってません。で、ましてやほれが無効だとか、取り消せとか、私は言ってません。断言できます。</p>	
2	<p>加戸議員は、差押えは有効であると説明した日下課長に対し、「差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら岡どころではないぞ。」と発言したが、「そういう会話はしません。言ってません。」「言っていない。言っていないって私も言い切る」「私は言ってません。」などと記憶に反してその発言を行っていないという虚偽の陳述をした。</p>	<p>◆ 岡委員長 調査報告書及び日下証人の証言によりますと、加戸証人から、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら岡どころではないぞと言われたと証言をしています。この事実には間違いはありませんか。</p> <p>◆ 加戸証人 私は、岡議員さんとはこういう場ではいろいろ対峙したりしますが、そういう失礼なことはいけません。で、そういう会話はしません。言ってません。</p> <p>◆ 岡委員長 加戸証人から、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら岡どころではないぞとは言っていないということに理解してよろしいか。</p> <p>◆ 加戸証人 言っていない。言っていないって私も言い切るし、Sさんも、ひょっとしてうちの娘がとかって言ってましたけれども、それは言ったかどうか分かりません、だけど私は言ってません。言っても何にもこんなことにならないからです。私にそんな、例えば何とかできる権限、この課長さんを、そんなあるわけじゃないですか。私はこんなやり方やりません。</p>	<p>◆ 岡委員長 また、提出を求めた資料によると、加戸議員は、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら、岡、(議員)となっていますが、岡どころではないぞとありますが、このことに相違はございませんか。</p> <p>◆ 日下証人 おおむねそのような御発言であったと思います。</p>
3	<p>加戸議員は、財政部のI部長に電話して、「日下と職員Hをすぐに首にせえ、とばしてしまえ。」と申し出たが、I部長に電話したことは認めながら、「おいでるかな、どうかなという所在確認だったと思います。ただ、I部長に、首にせえとか、そんな言うわけありません。言ってません。」と記憶に反してその発言を行っていないという虚偽の陳述をした。</p>	<p>◆ 岡委員長 調査報告書及び日下証人の証言によりますと、同席した職員Hが加戸証人の顔を見ていると、加戸証人から、んなその態度は、首切ったる、飛ばしてやると発言した後、その場で応接室の電話で財政部のI部長に電話し、日下証人と職員Hをすぐに首にせえ、飛ばしてしまえと怒鳴りつけられたと証言していますが、この事実には間違いはありませんか。</p> <p>◆ 加戸証人 その、I部長としか話がこれはできないなと思ったのは、今私が述べてきたとおりで、そのときに電話したのは、これはちょっと記憶が薄いんですけども、おいでるかな、どうかなという所在確認だったと思います。ただ、I部長に、首にせえとか、そんな言うわけありません。言ってません。</p>	<p>◆ 岡委員長 その際、職員Hがじっと加戸議員の顔を見ていると、何なその態度は、首切ったる、飛ばしてやると発言した後、その場で応接室の電話で(財政部の)I部長に電話し、日下証人と職員Hをすぐに首にせえ、飛ばしてしまえとどなりつけたとありますが、このことに相違はありませんか。</p> <p>◆ 日下証人 おおむねそのような御発言あるいは状況であったと承知しております。ただ、私自身の記憶では、順番から、当該議員が職員Hに対して、おまえも課長と同じ考えかというふうな質問を發して、職員Hが、課長と同じですというふうに発言して、急に激昂したような記憶がございます。その後のことじゃないのかなというふうに……。はい、ごめんなさい。前後は違うかも分かりませんが、私自身の認識としましてはそういうことがあったと承知、記憶しております。</p>

《資 料 編》

第1 委員会等の開会状況

(下表中の※は、「3 記録の提出」の番号)

会 議	開会日	会議の概要
委員会 【第1回】	R3. 9. 21	(1) 正副委員長の互選について (2) 委員会の運営について
打ち合わせ会 【第1回】	R3. 10. 13	(1) 百条調査について (2) 委員会の運営について (3) 記録の提出要求について (4) 委員会の開会日について
委員会 【第2回】	R3. 11. 4	(1) 委員会の運営について (2) 記録の提出要求について (※記録 No. 1)
打ち合わせ会 【第2回】	R4. 1. 14	(1) 証人として出頭を求める者及び参考人として出席を 求める者について (2) 鈴田善美氏に対する証人出頭要求について (3) 記録の提出要求について (4) 委員会の開会日について (5) 次年度の調査経費について
委員会 【第3回】	R4. 1. 28	(1) 記録の提出要求について (※記録 No. 2) (2) 調査経費について (令和4年度) (3) 証人の出頭要求について (鈴田善美氏) (4) 参考人招致について (専門委員の高田明夫氏、北川健太郎氏) → 否決
打ち合わせ会 【第3回】	R4. 2. 9	(1) 証人尋問の順序について (2) 鈴田善美氏の証人喚問における主尋問について (3) メモの持込みについて (申出許可の方針を決定) (4) 土木部F部長、税務事務所G所長に対する証人出頭要 求について (5) 委員会の開会日について
委員会 【第4回】	R4. 2. 16	(1) 証人尋問の順序について (2) 鈴田善美氏の証人喚問における主尋問について (3) メモの持込みについて (4) 証人の出頭要求について (石川稔彦氏、日下裕司氏)
打ち合わせ会 【第4回】	R4. 4. 7	(1) 石川稔彦氏、日下裕司氏の証人喚問における主尋問に ついて (2) 保健福祉部C副部長に対する証人出頭要求について

会 議	開会日	会議の概要
委員会 【第5回】	R4. 4. 11	(1) 証人尋問について（鈴木善美氏） (2) 石川稔彦氏、日下裕司氏の証人喚問における主尋問について (3) メモの持込みについて
委員会 【第6回】	R4. 4. 27	(1) 証人尋問について（石川稔彦氏） (2) 証言の一部不承認に係る市長の説明について（日下裕司氏からの職務上の秘密に関する申立て） (3) 証人尋問について（日下裕司氏） (4) 証人の出頭要求について（高島誠一氏）
打ち合わせ会 【第5回】	R4. 6. 20	(1) 高島誠一氏の証人喚問における主尋問について (2) 須見矩明氏に対する証人出頭要求について
委員会 【第7回】	R4. 6. 29	(1) 高島誠一氏の証人喚問における主尋問について (2) メモの持込みについて (3) 証人の出頭要求について（須見矩明氏）
打ち合わせ会 【第6回】	R4. 7. 13	(1) 須見矩明氏の証人喚問における主尋問について (2) 加戸 悟氏に対する証人出頭要求について
委員会 【第8回】	R4. 7. 14	(1) 証人尋問について（高島誠一氏） (2) 須見矩明氏の証人喚問における主尋問について (3) メモの持込みについて (4) 証人の出頭要求について（加戸 悟氏） → 日時については、調整の上後日決定
打ち合わせ会 【第7回】	R4. 8. 3	(1) 加戸 悟氏の証人喚問の日時及び主尋問について (2) 山本武生氏に対する証人出頭要求について
委員会 【第9回】	R4. 8. 4	(1) 証人尋問について（須見矩明氏） (2) 加戸 悟氏の証人喚問の日時について (3) 加戸 悟氏の証人喚問における主尋問について (4) 証人の出頭要求について（山本武生氏）
打ち合わせ会 【第8回】	R4. 10. 7	(1) 山本武生氏の証人喚問における主尋問について
委員会 【第10回】	R4. 10. 12	(1) メモの持込みについて（加戸 悟氏） (2) 証人尋問について（加戸 悟氏） (3) 山本武生氏の証人喚問における主尋問について (4) メモの持込みについて（山本武生氏）
委員会 【第11回】	R4. 11. 7	(1) 証人尋問について（山本武生氏）

会 議	開会日	会議の概要
打ち合わせ会 【第9回】	R4. 11. 24	(1) 今後の進め方について
打ち合わせ会 【第10回】	R5. 1. 19	(1) 弁護士との法的助言及び指導業務委託について
打ち合わせ会 【第11回】	R5. 2. 15	(1) 証言の取扱いについて
委員会 【第12回】	R5. 2. 22	(1) 証言の取扱いについて → 山本武生氏・加戸 悟氏の証言を虚偽の陳述と認定
打ち合わせ会 【第12回】	R5. 2. 22	(1) 委員会調査報告書（案）について
委員会 【第13回】	R5. 3. 2	(1) 委員会調査報告書（案）について (2) 委員会調査報告書（案）に対する修正案について (3) 告発について（山本武生氏、加戸 悟氏） (4) 記録の返還について

第2 証人の出頭等

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

委員会	出頭を求めた者	証言を求めた事項
第5回 R4. 4.11	鈴木善美氏	(1) 平成30年4月になされた、認定こども園の設置地区に対する市議会議員の申入れについて (2) 平成30年5月になされた、認定こども園の立入り調査に対する市議会議員の申入れについて (3) 平成31年1月から令和元年11月になされた、認可外保育所の認可時期及び第2期子ども・子育て支援事業計画策定過程における施設選定に対する市議会議員の要望とその対応について (4) 令和元年9月になされた、第2期子ども・子育て支援事業計画策定過程における新規参入に対する市議会議員の要望について (5) 令和元年8月から令和2年4月になされた、介護事業者に対する介護報酬返還請求における市議会議員の関与とその対応について (6) 令和2年3月になされた、認定こども園の建設場所変更に対する市議会議員の関与とその対応について (7) 令和元年6月になされた、市立保育所再編計画策定過程における市外事業者参入に対する市議会議員の申入れについて
第6回 R4. 4.27	石川稔彦氏	令和元年10月になされた、認定こども園に関係する道路整備に対する市議会議員の関与とその対応について
	日下裕司氏	平成30年7月及び8月になされた、市税滞納処分に対する市議会議員とのやり取りについて
第8回 R4. 7.14	高島誠一氏	(1) 令和元年5月及び7月になされた、認可外保育所の認可時期に対する市議会議員の要望とその対応について (2) 令和元年8月から令和2年4月になされた、介護事業者に対する介護報酬返還請求における市議会議員の関与とその対応につ

委員会	出頭を求めた者	証言を求めた事項
		いて
第9回 R4. 8. 4	須見矩明氏	令和元年6月に行った、市立保育所再編計画策定過程における市外事業者参入に対する申入れについて
第10回 R4. 10. 12	加戸 悟氏	平成30年7月及び8月に行った、市税滞納処分に対するやり取りについて
第11回 R4. 11. 7	山本武生氏	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成30年4月に行った、認定こども園の設置地区に対する申入れについて (2) 平成30年5月に行った、認定こども園の立入り調査に対する申入れについて (3) 平成31年1月から令和元年11月に行った、認可外保育所の認可時期及び第2期子ども・子育て支援事業計画策定過程における施設選定に対する要望について (4) 令和元年9月に行った、第2期子ども・子育て支援事業計画策定過程における新規参入に対する要望について (5) 令和元年8月から令和2年4月に行った、介護事業者に対する介護報酬返還請求における関与について (6) 令和元年10月及び令和2年3月に行った、認定こども園に係る道路整備及び建設場所変更に対する関与について

第3 記録の提出

地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

No.	請求年月日 (提出期限)	請求先	提出を求めた記録
1	R3.11.4 (R3.11.10)	徳島市長 内藤佐和子氏	市から専門委員に提出した、調査報告書 作成に関わる資料の全て
2	R4.1.28 (R4.2.4)	徳島市長 内藤佐和子氏	(1) 甲(法人)が運営する介護事業者の介 護報酬の過大給付の詳細に関する資料 一式 (2) 丙(法人)が開設予定の認定こども園 カにおける道路整備及び建設予定地 に関する資料 (3) 保育所ウの認可外の認可申請に至る 経緯と保育所エの定員削減に至る経緯 に関する資料一式

第4 証人の供述（証言）内容

1 全般について

鈴田証人

- (1) 市議会4会派から、教育・保育施設整備事業に対する第三者の過度の介入について調査申入れがあり、全庁的な調査を行った結果、それまで未作成となっていた要望等記録票が作成提出されたことを受け、保健福祉部内で調査を実施した。部内調査は、関係職員に対する聞き取り、関係資料を確認する形で行った。取りまとめにあたっては、聞き取り内容は関係職員にも再確認をしながら、関係資料の内容も参考に取りまとめた。
- (2) 鈴田証人は、当時の保健福祉部長として、部内調査の統括者として、部内調査の最初の段階から調査のやり方・進め方、資料の確認、調査のとりまとめまで、副部長と協議しながら全ての過程に関わった。
- (3) 専門委員調査については、関係職員には当時の出来事について部内で調査した内容を踏まえて、専門委員の聴取に真摯に応じるように指示をした。職員もそういった姿勢で臨んだと認識している。
- (4) 市立保育所の第3期再編計画については、平成31年2月の子育て・健康長寿特別委員会や文教厚生委員会において、市立保育所第3期再編計画の基本的な考え方を説明するとともに、同年9月議会に再編計画案を報告することとされていたが、再編計画については一度も議会に提出・説明されることはなかった。再編計画案を説明しないまま、令和2年度当初予算で民間保育園の整備補助予算の内容のみ説明をしている。
- (5) 第1期、第2期再編計画については、これまで議会に事前に説明した上で、民間保育園の整備事業や予算について議決を経て整備を進めてきたが、第3期再編計画についてはその策定もせず議会にも示さないまま民間保育園の整備を進めようとした。
- (6) 令和2年度当初予算編成に当たり、民間保育園の整備費補助に係る予算は、市長査定により、前年度約3億9100万円に対して約16億2800万円と多額の計上が決定されたが、そのやりとりの際、多額の予算計上に対して財政部から将来の財政破綻を招くということから、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備を行った場合、施設整備に係る費用及びその後の給付金の急激な増大が予想されること、財政負担軽減のために同時に進めることとなっていた市立保育所・幼稚園再編計画の策定が進捗していないこと、4月の市長選挙を控え、これまで市長選挙年度の当初予算は人件費などの必要最低限を計上した骨格予算とし、政策的経費や新規事業費は6月補正による肉づけ予算とすることが慣行となっていると意見を述べたのに対し、保健福祉部は待機児童対策の必要性に加え、6月の補正予算では令和2年度限りとして国庫補助金のかさ上げ措置が受けられなくなることを予算要求の理由にしていた。しかし、実際に国のかさ上げ措置の決定は議会開会中にはなされず、議会閉会後における予算

成立後であった。

- (7) 令和2年度の当初予算に計上した民間保育園の整備補助について、子育て・健康長寿特別委員会で民間保育園の整備補助について理事者は説明しているが、国のかさ上げ措置については説明をしていない。ただ、説明後に一人の委員から民間保育園の整備に対する補助金に関する質問があり、その中で通常の補助率、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1という補助率で予算計上していることを説明し、国からの補助金のかさ上げはその段階では決定していないという旨の答弁をした。
- (8) 令和2年5月に保健福祉部長に就任し、それから部内調査をして、改めて調査票を出してもらった。上がってきた調査票を見て、一般的なものとして上がってきたものでも、内容をよく読むと、強い要望とか叱責とか記載があり、その当時の担当職員や周囲にいた職員にもいろいろ確認する中で、一般的なものとして片付けるものではなく、それは組織として共有をして組織として判断が必要だと思われるものは副市長に提出した。
- (9) 部内調査により民間保育園の整備や介護事業について議員から度重なる干渉があり、議員からの要望要求が日常的に行われていて、議員と事業者の利害関係も疑われた。職員の間ではそういう共通認識を持っていた。
- (10) 議員の要望・要求については、受けた担当職員限りで対応することなく上司に報告した上で組織として対応することになっていたのに、それができていなかった。というのも、山本議員からの働きかけというのは、担当課で断っても、後に部長以上から指示があって受け入れざるを得ない状況にあったので、職員としても適切な対応ができなかった。しかし、当時、様々な要望に対して組織として対応していくということでせっかくなつくられた条例があったにもかかわらず、それが機能していなかったということに関しては市として反省しなければならない。
- (11) 保育園整備や運営に関して議員からの要望があったのに、その時点でなぜ記録票を作成していないのかについては、議員からの要望がかなり頻繁にあり、業務にも忙殺されていたのですべて記録する時間的余裕がなかった、記録票として提出はしていないがメモには記録している、当時の上司に相談・報告してそれで対応した、というのが理由であった。
- (12) 部内調査で職員から話を聞く中で、議員から要望・働きかけがかなり日常的に行われていたので、ただでさえ非常に忙しい業務の中で、かなり業務に支障があったという話を聞いている。叱責を受けて職員がメンタルで悩んでいるということまでは聞いていない。

2 専門委員調査対象事項(1)の事実について

鈴田証人

- (1) 平成30年4月、山本議員から、A課長に対し、認定子ども園アが第1期子ども・子育て支援事業計画とは異なる地区に設置されたことについて、令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画では、今後、こうし

たことがないように。」などと強い申入れがあった。

3 専門委員調査対象事項(2)の事実について

鈴田証人

- (1) 平成30年5月に山本議員からA課長に対し、認定子ども園イの立入調査を実施したことに対し、きちんと運営できているので今後行く必要はないなどと強い申入れがあった。
- (2) 認定子ども園とか保育園に対する立入調査については、住民や保護者から通報やトラブルの発生の連絡があった場合、その事実確認を含めて、電話確認や立入調査を行うことにしているもので、これは行政として当然の責務であり、通報者への説明責任もあるものなので、議員からの働きかけで左右されるべきものではない。
- (3) 認定子ども園イの立入調査については、何も問題がないという事案ではなく、保育士の配置基準や業務担当者への疑義に関する通報があり行ったもので、これ以降も改善がなされなかったので何度か立入調査を実施した。

山本議員

- (1) 立入調査があると事業者から聞いたのでどのような調査なのか、差し障りのない範囲で確認をしたが、調査に対する内容は伝えられないとのことであったので、その旨事業者に伝えたことはあるが、決して強く申し入れていない。権限のないようなことに対して不当な要望はしていない。

4 専門委員調査対象事項(3)(4)の事実について

鈴田証人

- (1) 平成31年1月に、山本議員からA課長に対し、認可外保育所ウについて、平成31年度中に認可できないかとの要望があり、部内で協議した結果、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていない施設の新設であるため、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置付けた上で、平成32年(令和2年)4月に認可する方針を決めた。しかし、その後再度協議し、第1期子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていないことについては、同一ブロックにある保育所エの定員削減に伴う補充の取扱いとすることで平成31年度中に小規模保育事業所として認可することとした。そのように方針変更した理由は、山本議員から担当課だけではなく当時の部長や副市長にも働きかけがあつて、結果として議員の言うとおりに、これまでしたことのない調整を行った。これまでそのような前例はなく、この度の対応が初めてであった。

高島証人

- (1) 私は平成31年4月に保育所認可を担当する保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長になった。前任者がB部長であった。その部長からの引継ぎ

ファイルの中に山本議員、保育園認可と書かれたメモがあり、山本議員のこれまでの行動や関係課の対応を含めて、以前から、この保育所を認可保育所にする事については山本議員からの働きかけによるものであった。

(2) おおむねそのような内容であった。

山本議員

(1) 平成31年度の認可を求めたのではなく、何時認可ができるか伺ったところ、平成31年度に認可ができると担当課長から連絡があった。

5 専門委員調査対象事項(5)の事実について

鈴田証人

(1) 令和元年5月に、B部長からC副部長に対し、山本議員からの要望として、認可外保育所の小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があった。

山本議員

(1) 認可外保育所の経営者と関係課の職員との面談の場を設けて認可に関する手続等の打ち合わせをしたことはある。その際、担当職員から、そのぐらいの時期に認可ができるという説明があったので、私から10月に認可せえとか言う必要はない。私から何時に認可をしてほしいなど、私の権限にないことを要望することはない。また、対応職員も一般的要望としている通り、不当な要望や要求等はしていない。

6 専門委員調査対象事項(6)(8)(9)(10)の事実について

鈴田証人

(1) 同年6月に、山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所について、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があった。

(2) 同年7月にはB部長からC副部長に対し、認可外保育所について、同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があった。

(3) 同年8月には、山本議員からA課長に対し、認可外保育所について、9月には事業を開始したいと言ったのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう認可するようにとの要望があった。認可が10月となる理由について、8月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後入所手続きを開始すると、9月入所に間に合わなくなるためであった。

(4) その後入所を担当する子ども施設課において、開設見込の段階から入所申込を受け付けることで9月に認可できるよう対応することとした。

なお、これまで開設見込の段階から入所の申込みを受付していたのは年度当初だけであり、年度途中の開設にもかかわらず開設見込の段階から入所の申込みを受け付ける対応はしていなかった。

- (5) 山本議員が当時の部長や課長などに働きかけを行って、議員の考えや要望の通りに物事を進めて特例とともとれる対応を行っていたことは、保育行政の計画性、一貫性、合理性に欠けるものであった。

高島証人

- (1) おおむねそのような内容であった。
- (2) B部長からは10月認可や9月開園に向けて準備を進めるよう指示されたが、その理由について特に説明はなかった。ただ当時、誰から聞いたか覚えていないが、この保育所を早期認可することによって徳島市からの委託料収入が増加するというような話は聞いた記憶がある。

山本議員

- (1) 打ち合わせで担当職員からそのぐらいの時期に認可ができるとの説明があった。その後月日が経って、認可外保育所ウの経営者から市から連絡がないため確認してほしいという依頼があり、電話でスケジュールを確認して事業所に伝えただけであり、認可を早めてほしいなどと特に言う必要もなく、言っていない。希望するブロックでの認可が可能か否かについては確認したかもしれないが、認可保育所にしてほしいとは言った覚えはない。
- (2) 認可外保育所ウは支援者なので関わり合いはしているとは思いますが、9月に募集開始とか、市民のことを考えれば早いにこしたことはないと思うが、そういうことは要望等していない。
- (3) 短期間で認可外保育所が小規模保育所となり、認可保育所になったというスケジュール感について、それが適切な期間かどうかは私は分からない、担当課と事業者で協議してスケジュールを確認して認可になったのではなかろうか。担当課長から認可できますよと話を聞いただけで、短期間でしたことについては私の判断でできるようなことではない。

7 専門委員調査対象事項(7)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和元年7月に、須見議員から子ども企画課長A課長に対し、策定中の市立保育所の再編計画について、「〇〇地区で市外の事業者が認定子ども園を整備するといううわさを聞いた。同地区は保育所の定員は足りており、新たに認定子ども園を整備すると過当競争になるため、新規参入は認めない。また、保育所オの受皿として市外の事業者が参入することも認めない。」などと強い申入れがあった。
- (2) 当初、この地区を含めた再編計画策定が予定されていたが、E副市長からの指示で、再編計画地域の協議ができていないということを理由に、9月議会で再編計画の説明はしないことになった。

須見証人

- (1) 新たに認定子ども園を整備することは保育課で決定することであり、私が決定することではなく、職員に対して意見は申し上げたが、強い申入れはしていない。また、条例に定められている不当な要望や不当な要求はしていない。私の政治的信条として、市内の事業者や市民のためになることを行政は何よりも優先すべきと考えていることから、できることなら市内の事業者でやればよいと思うが、新規事業者は私が決定することではなく、職員に対して意見を申し上げたが、強い申入れはしていない。
- (2) A課長が虚偽の証言をしたと考えるのかとの質問について、それは判断なので私では分からない。
- (3) 申入れではなく、意見を申し上げた。
- (4) 意見を申し上げたことの返答は市の方からはなかったと思う。
- (5) これまで〇〇地区の保育所運営に関わったことはない。
- (6) 〇〇地区の保育所建替えに際して、地元町内会長が現地建替えに反対していたことについて、徳島市に対し、地元町内会長と調整をして反対を撤回させるよう働きかけをしたことはあるかとの質問につき、働きかけも意見を申し上げたこともない。保育所ができるのは迷惑施設であるということで反対があったので、それを素直に受け止め、場所を変更した。
- (7) 〇〇地区の保育所の園長が変わった際、新園長の保育経験がなかったため、給付費の園長設置加算の対象とならないことについて、それまで徳島市としては行っていない取扱い、すなわち研修を受講することで給付費の加算を認めるよう徳島市に働きかけをしたことはあるかとの質問につき、それはない。
- (8) 〇〇地区における児童数、保育所の定数が足りているので、新規参入は認めないとの考えから徳島市に申入れしたことはある。働きかけをしたことは間違いないが、特定の方に有利不利となるような意見を申し上げることはないし、不当な要望など不当要求はしていない。
- (9) A地区に対しては認めてないが、B地区の方は電話で言ったから覚えている。電話でしたことなので、そんなに強い申入れはしてないと思う。

8 専門委員調査対象事項(11)の事実について

鈴田証人

- (1) 甲法人が運営する介護事業所と丙法人が開設予定の認定子ども園カの代表者は同一人物であり、甲法人が運営する介護事業所のホームページでは、山本議員は甲法人が運営する介護事業所の顧問として掲載されていた。
- (2) 令和元年8月、甲法人が運営する介護事業所からの申出により、当該事業所における介護報酬の過大給付が判明し、保健福祉部介護保険課が返還（過誤調整）を求めるに当たり、同課D課長が、甲法人と関係がある山本議員に事前に連絡したところ、山本議員が甲法人と交渉してくれることに

なった。以後は、山本議員からE副市長に進捗状況の連絡があり、その内容についてはB部長経由で知らされていた。介護報酬の返還に関し、甲法人からの徳島市の申請書受理に瑕疵があるという意向を踏まえて、今後の対応を顧問弁護士に相談したところ、徳島市も一定の瑕疵はあるが、全額返還してもらうべきとの回答を得ていた。

- (3) B部長からは認定子ども園カの整備が介護報酬の返還の条件のようになっていて、このことはE副市長や山本議員も知っているのと当時の副部長ほか複数の幹部職員が聞いていた。
- (4) 徳島市として返還を求めるべきところは求め、制度や手続に基づいて進めていくということが行政としての責任であり、別の案件等の条件のようなものにすること自体あってはならないことだ。この件に関しては、令和2年5月、保健福祉部長に就任して相談があり、介護報酬の過誤納金の返還の問題と保育園整備の問題とが関連付けられていたことを知って非常に驚いた。この問題は互いに何の関係もないものだし、関連付ける正当な理由もないので切り離して考えるのが当然と考え、介護報酬の返還については速やかに返還の手続を進めるように介護保険課に指示した。

高島証人

- (1) おおむねそのよう内容であったと記憶している。
- (2) 私は以前、平成26年から3年間、介護保険を担当する介護・ながいき課長であったが、当時から山本議員は介護保険施設を運営をしている複数の法人と関りがあった。特にこの甲法人との関わりは非常に強く、介護・ながいき課から、どのような内容であったかは記憶していないが、軽易な通知を行ったところ、山本議員には何の連絡もしていないのにすぐ問い合わせがあり、ちょっとびっくりするとともに、その法人とのつながりに疑問を持った。こうした山本議員からの働きかけについては度々あったので、その後、関係課では山本議員を通して物事を進めていくということが慣例化して、この法人のことについては何かあるとこちらから相談するような関係になってしまったと認識している。
- (3) 甲法人が運営する介護事業所と丙法人が開設予定の認定子ども園カは同一代表者であり、認定子ども園カの整備が介護報酬返還の条件のようになっている、このことはE副市長も山本議員も知っているということは、直接B部長から、私を含め保健福祉部の複数の幹部職員が聞いている。介護と保育というのはそれぞれ異なる制度であるのに、別の案件を条件にするようなことになっているのは、不適切な行政の対応だったと認識している。

山本議員

- (1) 丙法人の開設予定に認定子ども園カと、甲法人の運営する介護事業者の代表者が同一であり、私の古くからの友人であり、介護事業者の会社の顧

問を無償でしている。顧問をして14、5年になる。

- (2) 担当課長から、市が幾度も監査したにもかかわらず見落としとして、また指定の申請の際にも誤りに気付かずに指定してしまった、金額が大変大きな金額になりそうだから、事業者に話をしてくれないかという連絡をいただいた。課長は私に仲介をしてほしいのだろうと理解した。
- (3) 認定子ども園カの整備が介護報酬返還の条件になっていたということは断じてない。私はこの相談を受けてから事業者に全額払うものだとずっと市側に立って話をしており、そのことは事業者も承諾している。
- (4) 私と協議して決めることになっていたということについては、市の中での話であって、私の知るところではない。

9 専門委員調査対象事項(12)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和元年9月に、山本議員からA課長に対し、当時策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画について、乙法人が保育所を計画しているらしいが、市の方針として株式会社の参入は認めないと聞いている、他の事例でも社会福祉法人を作らせているので株式会社の参入は絶対に認めないよと強く要望があった。
- (2) その際、担当課からは山本議員に対し、国は株式会社の参入を認めており、待機児童が発生している現状を踏まえ、徳島市が株式会社の参入を認めないとする理由はないと回答した。それに対し、山本議員からはその後も再三にわたり、担当課に申入れがあった。通常、議員からの意見については、国の見解が示されているような場合は担当課から説明すれば理解してもらえるが、山本議員は何度説明しても特定の株式会社の参入に反対をして、必要以上に同じ話を繰り返し、担当課も非常に困惑していた。

山本議員

- (1) 当時、認可保育所は社会福祉法人と徳島市立だけであったが、認可保育所を経営しているいくつかの経営者から民間保育園の認可は控えてほしいとの要望が何度もあったので、(市に対して)長年保育行政を支えていただいている社会福祉法人に対してしっかり説明をする必要があるという意見はしたことはあり、その度、事業者にお伝えして報告したことはある。職員も一般的な要望等(不当でないもの)としている。
- (2) いくつかの保育事業所の経営者から、民間事業者の参入は大きな資本を持っている事業者に参入されると、保育士の確保とか宣伝とかで差がついてしまうので何とかありませんかということを幾度か要望を受けたので、そのたびに担当課に説明して、社会福祉法人にもちゃんと説明してくださいねと言ったと思うが、強い要望とか、人を当惑させるような言い方はしない。

10 専門委員調査対象事項(13)の事実について

石川証人

- (1) 令和元年10月上旬にE副市長室において山本議員同席の下、E副市長から石川証人に対し、丙法人が開設予定の認定子ども園カに関係する道路整備(道路新設)について相談があった。
- (2) E副市長から地図で当該場所を示し、その周辺の道路整備を進めることが可能かどうかについて相談があったので、当該場所を確認しなければならないと答えた。その際山本議員から話があったかどうかは記憶していない。
- (3) その後、土木部職員が現地調査を実施した。
- (4) 令和元年11月、E副市長室において山本議員同席の下協議を行い、その中で石川証人は、土木部としては地域から要望があれば、当該道路が行き止まりであることから接続道路が新設できることが望ましいと考えるが、道路の新設にあたっては地元町内会長や隣接土地所有者からの要望が必要であると話したが、山本議員から話があったかどうかは記憶していない。
- (5) 道路整備の協議の中で、丙法人が開設予定の認定子ども園に係る整備と分かった。山本議員の様子から、早く道路整備を進めようとしていたことはいかがえたので、丙法人と山本議員の間には何らかの関係があるのではないかという認識を持った。
- (6) 令和元年11月15日に地元町内会長からE副市長に道路整備に係る要望書が提出された。E副市長から要望書が届いたので取りに来てほしい旨の話があった。要望書の写しに添付されている工事要望箇所受付票のメモには、E副市長から土木部長、そして道路建設課長に新設道路の要望場所の調査依頼との記載があり、E副市長から調査依頼の指示があった。私の知る限り、これまで副市長から要望書が提出されるということにはなかった。
- (7) 11月19日に地元町内会長宅を訪問し、内容を確認した。
- (8) 12月には土木部と水道局の協議において、水道局が道路拡幅に係る用地を全て寄附することは難しい、水道局用地の寄附については隣接する民間の土地も寄附してもらうことが望ましい、水道局としては南北に接する土地所有者及び北側の土地所有者の寄附も必要である旨の話があった。このことは地元町内会長にも説明してあるが、土地所有者からの寄附は難しい旨の話をした。
- (9) 令和2年3月中旬、丙法人が開設予定の認定子ども園カの当初予定地での建設が難しい状況になったことから、地元町内会長から電話で道路整備に係る要望書を取り下げたい旨の連絡があり、その後取り下げられた。ただ、そもそもこの要望は地域の道路整備・改善のためのものであって、保育施設準備のための道路整備とは聞いてないので、なぜ要望を取り下げる必要があったのか理解できなかった。

山本議員

- (1) 町内会長の要望を受けて道路拡幅の要望を何回かした。石川証人ともした。E副市長には市議会議員の立場で同席した。町内会長から、消防車が入りにくいとか、小学校のスクールゾーンの関係で朝夕の混雑がひどいため、抜け道がほしいという地域からの要望があるという話をした。
- (2) たまたまその近くで認定子ども園カが整備を予定したということで、認定子ども園カとは何の関係もない。

1 1 専門委員調査対象事項(14)(15)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和元年11月、山本議員から、A課長に対し、認可外保育所ウについて、「小規模保育事業所として認可を受けたが、通常の認可保育園としたいので第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしい」と要望があり、同月、認可外保育所ウを上記事業計画に含めることにし、その際、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより定員の調整を行った。
- (2) 部内調査で確認したが、山本議員が当時の部長や課長などに働きかけを行って、同議員の考え・要望の通り特例とともとれる対応をしていたことは、保育行政の計画性、一貫性、合理性に欠ける対応をしたものであった。

高島証人

- (1) 認可外保育所ウについては、山本議員の圧力により、山本議員の考え・要望通りに、これまでにないスピードで特例的対応をしてきたが、そのような対応は行政としてはあってはならないもので、要綱や条例が制定されていたにもかかわらず、山本議員の圧力に逆らうことができずに、合理性に欠ける不適切な対応をしていたと認識している。

山本議員

- (1) 事業者から問い合わせがあって希望するブロックに認可が可能か否かについて確認し、その確認した内容を事業者に伝えたことはあるが、保育所をしたい事業者は市と協議していたので、それを認可してほしいという要望はしていない。
- (2) 認可外保育所ウが小規模認可保育所になったことは知っているが、どこの保育所の定員が減ったのかは知らない。

1 2 専門委員調査対象事項(16)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和2年度当初予算編成に当たり、民間保育園の整備費補助に係る予算は、市長査定により、前年度約3億9100万円に対して、約16億2800万円と多額の計上が決定された。

- (2) そのやり取りの際、多額の予算計上に対し、財政部からは、将来の財政破綻を招くということから、①「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく施設整備を行った場合、施設整備に係る費用及びその後の給付金の急激な増大が予測されること、②財政負担軽減のため、同時に進めることになっていた「市立保育所・幼稚園再編計画」の策定が進捗していないこと、③4月の市長選挙を控え、これまで、市長選挙年度の当初予算は、人件費などの必要最低限を計上した骨格予算とし、政策的経費や新規事業費は6月補正による肉付け予算とすることが慣行となっていることの見解があつた。
- (3) 他方、保健福祉部は、待機児童対策の必要性に加え、6月の補正予算では、令和2年度限りとして、国庫補助金のかさ上げ措置が受けられなくなることを予算要求の理由としていた。実際に、国のかさ上げ措置の決定は、議会開会中にはされず、議会閉会後における予算成立後であつた。

1.3 専門委員調査対象事項(17)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和2年2月に、船越議員の指摘を契機に、認定子ども園カの建設予定地が当初の計画から変更され、土砂災害警戒区域内となつていたことが判明した。建設予定地の変更については丙法人から担当課への連絡はなかつた。その当時、船越議員は、建設予定地の地区に認定子ども園ができると、当該地区にある市立幼稚園の運営に影響が出る、道路が狭い、大雨が降ると冠水する、イノシシが出るなどとして、丙法人が開設予定の認定子ども園カの建設に反対していた。
- (2) まずはしっかりと需要を踏まえた上で、市立の保育所や幼稚園をどういうふうに配置するのがよいかという再編計画を策定する必要があるし、新しい民間保育施設が必要な場合にはエリアごとの既存幼稚園への影響などを十分に勘案しながら民間保育園の整備計画を策定することが最も重要なことであるのに、しっかりした計画を事前に策定していなかったためにこのような問題が生じてきていると認識した。
- (3) 丙法人が開設予定の認定子ども園カの建設予定地に関連して、山本議員から、A課長に対し、建設予定地が土砂災害警戒区域内にあるため、認可が困難であることを山本議員に告げた際に、「どうして今頃言ってくるのか。そんなことも確認していないのか。」などと叱責を受けた。建設場所の変更について丙法人と協議していたところ、山本議員から、「自分が土地を探しているのに勝手なことをするな。」との叱責を受け、結局は、山本議員が選定した同一校区内の土地に建設予定地が変更された。ただ、建設予定地の変更場所は、最終的には同一校区内で調整はされたものの、当初建設予定とされた場所とは大きくかけ離れた場所へ変更されていた。
- (4) 山本議員に対して、丙法人が開設予定の認定子ども園カの建設予定地が

- 土砂災害警戒区域内にあるため、建設場所を変更する場合には、第2期子ども・子育て支援事業計画どおりに、当初と同じ中学校区内に変更することを説明したところ、以前、他施設では事業計画とは異なる校区でも黙認したことがあったと指摘され、他校区での建設を認めるよう要望を受けた。
- (5) 当時担当課としては、山本議員から以前に第1期子ども・子育て支援事業計画時の地区変更のことを強く指摘されていた（専門委員調査対象事項(1)の事実参照）ので、丙法人が開設予定の認定子ども園カに関する建設予定地の場所変更について校区外を認めるような要望をしてくるとは想定していなかった。
- (6) 丙法人が開設予定の認定子ども園カの建設予定地変更について、令和2年3月議会閉会後に議長ら関係者に説明したところ、一部議員から「予算議決後の場所変更は認められない。」との発言があったため、山本議員に、予算成立後の建設予定地変更について、再度の予算議決を受けなければならない可能性がある旨告げたところ、「予算の議決に場所は関係ない。」との叱責を受けた。
- (7) しかし、これまで計画や予算については、何らかの形で議会に説明したり了承を得た上で事業を進めてきており、それは計画や予算に変更があった場合も同様であった。
- (8) 子ども支援事業計画や施設整備補助事業は子育てに関する重要な取組であり、合理的なものでなければならず、地域の子育て需要や既存施設の良好な関係の下で進められるべきものであり、特定の保育園や特定の事業者のことだけを考慮して計画を合理的な理由もなく変更することは許されないと考え、また計画についても市民の代表である議会に納得のできる説明をして理解を得た上で進めるべきものであると認識している。したがって、特定の議員の働きかけの下に認定子ども園カを開設するということはあってはならないし、その議員の働きかけが正当なものであるかどうかの判断を市としてしっかり行って、組織として対応すべきであって、議員の要望や要求に屈して市の正当な行政活動を疑われるような結果となったことは組織として反省しなければならないと認識している。
- (9) 山本議員の要望や要求は認定子ども園カに対して絶対に実現しなければならないという強い意志が見受けられ、特に顧問をしている甲法人の代表者と丙法人の代表者が同一人物ということも分かり、何かしらの利害関係の下での行動ではないかということが払しょくできない。

山本議員

- (1) 叱責した覚えはない。事業者から、もうかなり事前協議を進めた段階で、土砂災害警戒区域のため県の認可が下りないという話があるんですと聞いて、その確認を課長にした覚えはある。かなり事前協議も進んでいたのに、このタイミングで分かったんですかという確認はした。それはちょっと落ち度やなあということはあるかもしれないが、叱責はしていない。

要望等記録票にも不当な要望等にチェックが入っていたわけでもない。強い要望もしていない。

- (2) 土地の選定は私がするものではないので、私が土地の選定をしているので叱責するということはあり得ない。事業者が2か所、僕の知り合いの不動産会社から土地を紹介されたということはあるが、私が土地を探すこともないし、勝手なことをするなという意味も分からない。不動産会社はしているが、事業者に土地を紹介したのは私の会社ではない。
- (3) 校区ではなくてブロック。ブロックで計画を作成し、ブロックでニーズ調査を行う。専門委員調査対象事項(1)についてはブロックを超えて設置されていた。認定子ども園カについては、同じブロック内で変わってもいいかということは課長に聞いた。同じブロックなので問題ありませんという担当課長の話だった。
- (4) 「予算の議決に場所関係ない」と叱責したことはない。職員も一般的な要望等(不当ではないもの)としている。その内容を聞いたことはあるかもしれないが、予算を上程するかどうかは市長部局が行うことであって私がする必要はないし、権限もない。
- (5) 認定子ども園カの当初の建設地が土砂災害警戒区域になっていることについては、3月議会中(令和2年)に、電話で事業者から聞いた。

1 4 専門委員調査対象事項(18)の事実について

鈴田証人

- (1) 令和2年4月、退職を控えたE副市長から、D課長に対し、番号(11)の介護報酬返還について、今後は山本議員と直接接して対応するよう指示があった。
- (2) 令和元年8月に過大給付の件が判明してから1年2か月後の令和2年10月に全額の返還を受けた。通常は過大給付が判明した時点で速やかに返還を求めるべきものであるのに、E副市長から介護報酬の返還はしばらくの間静観するよう指示があったということを確認したときは理解に苦しんだ。

高島証人

- (1) おおむねそのよう内容であった。
- (2) 特定の民間保育園の整備運営、介護事業所の運営において山本議員から度重なる干渉・働きかけが日常的に行われており、そうした働きかけに応じていくことについては、職員の間でも共通の認識を持っていた。
- (3) 本件以外でも、平成26年度末に第6期介護保険事業計画をつくり、その中でグループホームを6施設、小規模特養8施設の整備を盛り込んでいたが、その施設整備は過大ではないかと思っていたが、当時、山本議員からの意向を受けた上司の指示のとおり整備案を作成した。しかし、国や県はもとより、市の内部からも、これまでの整備と比べて過大な整備計画で

はないかと指摘を受けており、そのまま山本議員の意向通りに計画を進めていくことについては釈然としないものがあった。その後内部協議により、市の方針として新たな施設整備を凍結するという事になったが、平成27年9月議会において、玉野議員からの質問で、第6期介護保険事業計画の当初案通りに新たな施設整備を行うべきである旨の質問通告を受け、玉野議員に説明するために会派控室に行ったところ、山本議員が話に加わり、山本議員と1時間以上にわたり議論となり、強い口調で何度も整備する答弁を求められた。また、私が保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長であったときには、山本議員から電話があり、すぐ回答できず、後日回答すると答えたところ、すぐにE副市長から呼び出しを受け、山本議員からクレームがあったと言われたことを記憶している。山本議員は自分の思い通りにならないことがあると、些細なことでも副市長とか上司に連絡することが幾度となくあり、副市長も山本議員からの働きかけを認めていくという方向で指示をしていた。

山本議員

- (1) 副市長が部長や課長に指示したことは私の知るところではない。
- (2) 返還にどれくらいの時間がかかったのかについては、事業者と市が話をしていることだから、私の知るところではない。

15 専門委員調査対象事項(19)の事実について

日下証人

- (1) 平成30年6月、Sから分納継続の依頼があり、財産があった場合は差押することを前提に分納納付書を作成送付することとし、財産発見時には差押えする旨が記載された注意事項も配布した。交渉経過記録票にも注意事項配布、財産発見時差押え警告済みと記載されている。
- (2) 平成30年7月、担当職員がSに係る財産を確認した。市としては、滞納額が多額であること、少なくとも過去2回滞納整理機構に移管していること、これまでも幾度となく財産があれば差押えすることを伝えており、平成30年6月の分納相談時にもその旨を伝え警告していること、徴収猶予を準用した期間での納付計画もできていないことからすれば、預金差押えは回避不可能な選択であると言わざるを得ないと判断して、担当職員が銀行に臨場して銀行預金の差押えを執行した。
- (3) これはマニュアルにも沿った対応であるし、分納といっても徴収猶予とか法律に基づくものではなく事実上の分納であったので、地方税法によれば差押えをしなければならないものであったし、こういう場合は差押になりますよという注意事項も送っているのだから、法的にも信義上も問題はないと思っている。
- (4) 平成30年7月20日、加戸議員から、Sのことで話があるとして議会事務局横の応接室に呼ばれたので、職員Hと一緒に出向いた。応接室には

Sと一緒にいた。その際、加戸議員から日下証人と職員Hに対し、分納中の差押えはひどい、無効だ、取り消せとの発言があった。その発言を受けて、日下証人と職員Hは、Sに対しては分納相談時に財産を発見した場合には差押えすると伝えてあったので差押えは有効である旨説明した。加戸議員は、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら岡どころではないぞと発言した。その際、職員Hがじっと加戸議員の顔を見ていると、何なその態度は、首切ったる、飛ばしてやると発言した後、その場で応接室の電話でI部長に電話し、日下証人と職員Hをすぐに首にせえ、飛ばしてしまえと怒鳴りつけた。

- (5) 応接室という場所であるとはいえ、あまりに品位を欠いた発言で非常に驚いた。今後、滞納整理あるいは議会において、当該議員とどのようにコミュニケーションをとっていったらいいのかと途方に暮れた。

加戸議員

- (1) Sは選挙区の地元の支援者で、学生マンション経営者であり、現在も関係がある
- (2) 税理士資格は持っていないので税理士業務のようなことはできないが、税について相談に乗っている。
- (3) 行政が縦でやると言ったものを、私独自の判断で横にせよと言ったことはない。
- (4) 差押が無効だのを取り消せとか言っていないし、そういうことを言う権限はない。
- (5) 差押を解除しないと議会で追及するぞとか、覚悟しておけとか、岡どころではないぞとか、そういう失礼な言い方はしていない。
- (6) 何回もSの納付相談に付き合ったことがあると交渉経過記録票にあるというが、当初の頃に同行したことはあるが、それ以外は分からない。
- (7) I部長に対して滞納処分に対する審査請求を取り下げる代わりに差押を解除してほしいという要望は、あたかも盾に取って迫ったという表現の仕方は訂正されるべきだが、そういう合意がされたのは事実である。
- (8) 日下証人の、滞納処分に係る取扱いは市税と国保とは関係ないという証言はとんでもない。
- (9) 日下証人の、9月議会でのI部長答弁が私の要望で捻じ曲げられたという証言はI部長に対しても私に対しても失礼な話であるのでしかるべき措置をぜひ検討したい。

16 専門委員調査対象事項(20)の事実について

日下証人

- (1) 平成30年8月、加戸議員から職員Hに対して、差押予告通知を持ってくるようにとの電話があり、そのような書面はないと説明すると、電話は

一方的に切れたが、すぐに同じ会派の別の議員が担当課まで書類を取りに来たので、職員Hが差押予告通知という書類はない旨を説明した。日下証人のデスクは職員Hの隣だったので、その状況は承知している。

- (2) その数分後、加戸議員が職員Hに対し、電話で差押予告通知を持ってこいと言ひよんじゃ、何を出し渋っとんじゃと言ひ切れた。日下証人と職員Hは困り果てたが、当該議員に私どもがきちっと対応すべきことは対応しているということを理解していただきたくて、係員にお願いして、現に使用している催告書、いろんなタイトルのものがあつたと思うが、それを全部印刷して、それを全部持って会派控室へ臨場した。
- (3) 会派控室に出向いて日下証人が加戸議員に催告書を見せて、差押予告通知という書類はないということを伝えたが、加戸議員は激怒して、わしは20年も議員をしているから覚えとるんじゃ、隠すな、今ないと言ひならいつまであつたか調べてこい、わしはおまえらを信じてないんじゃとの発言があつた。
- (4) 加戸議員のその発言を受けて日下証人が再度説明しようとする、一々言ひ訳するな、また職員Hに向かつて、おまえは何をにらんどんな、言ひ訳したり人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞと職員Hを脅すような発言をした。
- (5) 非常に品位に欠ける威迫的な言動であると感じた。
- (6) 平成30年9月議会の加戸議員の代表質問において、私宛に送られてきたAの手紙を紹介するとして、滞納している税金を11回に分けて支払う分納納付書が届き、1回目を期日までに支払った半月後、Aに何の連絡もなく銀行口座が差押えされ、そのことを知つたのは銀行から差押えの電話が入つたからである、何で一言でも納付相談をしてくれなかつたのか、加戸議員が担当課に確認すると、Aが言ひていることは事実であると発言された。何で一言でも納付相談をしてくれなかつたのかという箇所については若干違和感を持っている。交渉記録では、相当以前から納付相談に応じ、一定の条件の下分割納付を認めてきたという経緯があり、平成30年度においても、注意事項に記載した、差押可能財産があれば差押えするという文書をつけて納付書を送つているので、何ら納付相談に応じなかつたということはない。
- (7) 加戸議員から、預金調査とか財産調査する前に滞納者に予告することを伝える必要があると言ひわれたが、財産調査をするということを知つた段階で預金とかを下ろされてしまうことがあり、差押え予告に関しても同様である。場合によっては、滞納処分を免れる目的で財産を処分したり移転するという、刑事処分に当たる場合もあるので、納税者あるいは滞納者にとつても問題が大きいといひことを説明した記憶がある。
- (8) 議会の終了後、I部長から、加戸議員の意向ということ、審査請求書を取り下げる代わりに差押えを解除してほしいという話を聞いた。私どもとしては、平成30年の差押処分に何ら瑕疵はないという認識を持ってい

たので、審査請求の審理の過程で本件差押えの合法性妥当性を明らかにしたいと考えたが、一方では、9月議会の答弁書作成の過程で、5, 6回差替えになって、I部長が一定程度当該議員の意向を踏まえた対応を行うことを明らかにしたので、当該議員の意向も検討する必要があると考えた。ただ、審査請求を取り下げて、そのまま差押えを解除ということは到底できるものではないので、最初は未納額全額を払ったら差押えは解除しますというところから始まって、最低のレベルとして定期預金相当額を当時現に実施していた分納額とは別に納めていただければ差押えは解除しますということを伝えて、I部長と加戸議員が協議をして、現在の分割納付額とは別に差押財産相当額の納付書を追加送付することとなった。

- (9) 7月20日から8月10日までの間に加戸議員との間で4回程度接触したが、終始私どもの説明に全く耳を貸していただかず、一方的に、ほとんど思い込みとも言えるような発言を、非常に品位を欠いたような形で聞かされた。議員と行政との関わりとして非常に残念であった。本来であれば、審査請求がされて、その審理の中で事の当否を明らかにすべきだったのではないかと思う。
- (10) 7月20日の応接室での議員の働きかけについては、当時要綱に規定する不当要求として要望等記録票を作成すべきではないかと考えて、日付だけ控えて、内容については、控へはないが、非常に鮮明な言動であったのですぐに文字に再現できるという印象を持っていた。ただ、非常に早い段階から不服申立ての意向が示されていたので、要望等記録票を作成することで納税者の不服申立ての権利を阻害したと受け取られかねないとの恐れも感じていたので、慎重に、ある程度経過を見て判断すべきと考えた。それで、最後の差押え解除の質問のあたりで、改めて要綱を見て、要綱の7条1号、2号に該当するというところで結局記録票は作成しなかった。ただ、記録票を提出すれば、当該議員からどのような嫌がらせを受けるか分からないという危惧はあったし、I部長答弁は当該議員の要望をある程度是認するような内容であったので、当該議員の議員活動の批判につながる可能性のある記録票を作成することに躊躇があった。

加戸証人

- (1) 専門委員調査対象事項(20)にある発言はしていない。
- (2) 職員Hのメモ、日下証人の証言については否定する。
- (3) Sのところには、録音テープもない中で、もう一人証言を求められたら証言してくれますかということを言いに行った。
- (4) 滞納処分に対する審査請求を取り下げる代わりに、差押えを解除してほしいということについては、書き方を訂正すべき。合意がつけられたことに違いはないが、そのことを盾にとってというのは違う。
- (5) 20年議員をやってるなどと言ったことは、言っても仕方ないので言わない。

- (6) 税と国保は全く違うからということを目下証人が言うので、後日、目下証人とは、ほとんど話をせず、I部長とずっと接触して話をした。
- (7) 一職員が加戸議員の発言に萎縮しながらも懸命に答えたことに対して、どう考えるかということについては、「一言。私がやっていないから。もう、わからないとしか言いようがない。」
- (8) 交渉経過記録票の内容及び目下証人、職員Hのメモは捏造で、こんなことは言った覚えはない。

第5 証言拒否等の状況

1 記録の提出拒否の状況

該当なし。

2 証人の出頭拒否の状況

該当なし。

3 証人の証言拒否の状況

該当なし。

4 証人からの職務上の秘密に属するものである旨の申立ての状況

令和4年4月11日付で出頭請求を行った日下裕司氏から、議長に対し、証言を求める事項及びこれに関連する事項については、公務員たる地位において知り得た事実であって、職務上の秘密に属するものである旨の申立てがあったため、地方自治法第100条第4項の規定に基づき、議長から市長に対し証言の承認を求めたところ、令和4年4月21日付で、一部の証言を承認しない事項とその理由を説明する旨の通知があった。証言を求める事項並びに証言の請求を承認する事項及び証言の請求を承認しない事項及び市長が説明した理由並びに委員会の判断は次のとおりである。

証言を求める事項	平成30年7月及び8月になされた、市税滞納処分に対する市議会議員とのやり取りについて
証言の請求を承認する事項 (R4.4.21通知)	(1) 平成30年7月及び8月になされた、市税滞納処分に対する市議会議員とのやり取りについて (2) その他上記(1)に関連することについて
証言の請求を承認しない事項 (〃)	(1) 特定の市税滞納者における氏名・住所(居所)及び生年月日について (2) 特定の市税滞納者における滞納税額について (3) その他上記(1)及び(2)以外で個人が特定される事項について
市長が説明した理由 (〃)	特定の市税滞納者の権利・利益を害するおそれがあるため。
委員会の判断 (R4.4.27 第6回委員会)	市長の説明について理由のあるものと認め、上記(1)から(3)の証言の請求を承認しない事項は、証言を求めないことに決定した。

5 虚偽の証言、自白の状況

本編「第5 虚偽の陳述」記載のとおり。

6 宣誓拒否の状況

該当なし。

第6 調査経費

1 予算額（議決額）

年 度	金 額
令和3年度	1,000,000 円以内
令和4年度	1,000,000 円以内

2 決算額（見込み）

（単位：円）

経費内容	令和3年度	令和4年度 （見込み）	計
実費弁償（証人）	0	2,200	2,200
委員会記録作成経費	0	169,290	169,290
弁護士業務委託料※	0	330,000	330,000
計	0	501,490	501,490

※ 弁護士への業務委託

委員会の調査の取りまとめに係る法的助言及び指導業務に関し、次に掲げる市が法令相談業務を委託している弁護士と、令和5年1月23日、業務委託契約を締結した。

1 契約の相手方

藤原正廣 兵庫県神戸市中央区京町75番1 京町栄光ビル5階
京町法律事務所

2 委託業務の内容

- (1) 委員会調査報告書（案）に係る法的助言及び指導
- (2) 議会に告発義務が生じた場合は、該当部分の作成
- (3) その他、調査における課題等に対する法的助言及び指導

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

第7 その他

1 委員会名簿及び運営方針

ア 委員会名簿

定数8人

委員長	岡 孝治	
副委員長	岡南 均	
	岸本 和代 中西 裕一 (R4.7.11 辞任) 古田美知代 梯 学 宮内 春雄 (R4.6.16 辞任) 美馬 秀夫	井上 武 (R4.7.11 補欠選任) 武知 浩之 (R4.6.16 補欠選任)

委員名は議席番号順

イ 委員会の運営方針

(ア) 出席理事者

第一副市長、第二副市長、総務部長、財政部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市建設部長を関係理事者として出席を求め、証人喚問等においては、必要に応じ、関連する理事者のみに出席を求めることとする。

(イ) 開催場所

南館5階協議会室とする。

(ウ) 会議の公開

a 原則公開とする。ただし、証人や参考人の個人情報、心理的影響に配慮する必要がある場合は、委員長において傍聴人を退場させる。

b 個人のプライバシーに関わる場合は、委員会に諮り秘密会とする。

(エ) 撮影等の制限（証人喚問時及び参考人招致時）

a 撮影場所は、証人・参考人の背後から、あらかじめ指定する場所とする。

b 撮影時間は、証人喚問時は証人の入室から宣誓を求めるまでの間、参考人招致時は入室から意見陳述を求めるまでの間とする。

- c 放送については、映像は可とし、肉声は不可とする。
 - d 証人または参考人から申出がある場合には、委員会に諮った上で、一切の撮影及び放送を禁止または許可する。
- (オ) 議事録の記録方法
発言の重要性を考慮し、全文記録とする。
- (カ) 証人尋問の方法
- a 証人尋問の順序は、最初に委員長から当委員会としての共通事項について主尋問を行い、その後、各委員が主尋問以外の部分について補足尋問を行う。
 - b 証人尋問の時間は、証人1人につき、おおむね2時間以内とする。
- (キ) 傍聴席数
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、5席とする。

2 調査特別委員会の設置決議（令和3年9月21日議決）

市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の設置を求める決議

本議会は、地方自治法第100条の規定により、下記の事項について調査するものとする。

記

1 調査事項

専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書の調査対象事項（調査報告書6頁から10頁記載、平成30年4月から令和2年4月までの期間のもの）となった市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員8人で構成する「市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を「市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会」に委任する。

4 調査期間

「市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

3 調査経費の決議（令和4年3月22日議決）

市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の調査経費についての決議

本議会は、市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の調査に要する経費として、令和4年度においては、100万円以内とするものとする。

以上、決議する。

4 地方自治法関連条文

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 (略)

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3 第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければ

ならない。

- 7 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12～20（略）

5 徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱

(平成31年4月1日廃止)

(目的)

第1条 この要綱は、市政に対する要望等に誠実に対応すること並びに不当な働きかけ及び不当要求に対し厳正に対処することにより、透明性の高い市政の推進並びに不当な働きかけ及び不当要求の防止を図り、もって市政に対する市民の信頼を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項に規定する特別職に属する徳島市職員（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) 要望等 職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為（職員が職務で他の職員に対して行うものを除く。）をいう。
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに市の機関がその職務を執行するために定める基準をいう。
- (4) 不当な働きかけ 要望等であってその内容が次のいずれかに該当する行為を求めるもの（不当要求を除く。）をいう。
 - ア 正当な理由なく、特定の者に対して著しく有利又は不利な取扱いをすること。
 - イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げること。
 - ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないこと。
 - エ 市が当事者となる契約において、市以外の契約の当事者に不当な利益が生ずること。
 - オ 公正な職務の執行を妨げることが明白であること。
 - カ 法令等に違反すること。
- (5) 不当要求 要望等であってその内容が次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 暴力的行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
 - イ 正当な理由なく、面談を強要する行為
 - ウ 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
 - エ 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、下請け参入及び法外な

補償等を不当に要求する行為

オ アからエに掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(要望等への対応)

第3条 職員は、要望等がなされたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(不当な働きかけへの対応)

第4条 職員は、不当な働きかけがなされたときは、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、慎重かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、不当な働きかけ及び不当要求(以下「不当な働きかけ等」という。)に対して相互に協力して対応しなければならない。

(不当要求への対応)

第5条 職員は、不当要求が行われるおそれがある場合は、複数の職員により対応しなければならない。

2 所属の長は、不当要求に該当する行為が発生し、所属課において対応が困難となった場合は、総務部総務課を通じて第16条で規定する相談員に連絡し、所属課の職員とともに対応するものとする。

3 所属の長及び相談員は、不当要求に係る対応について必要があると認めるときは警察等の関係機関に通報するものとする。

4 所属の長は、不当要求に対応した職員が当該不当要求を行った者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(要望等の記録)

第6条 職員は、要望等を受けたときは、その内容を確認し、記録票に記録するものとする。

(記録の例外)

第7条 職員は、前条の規定にかかわらず、要望等が次の各号のいずれかに該当するときは、同条に規定する記録をしないことができる。

- (1) 議事録等にその内容が記録される要望等
- (2) 書面により行われる要望等
- (3) その内容が次のいずれかに該当する要望等
 - ア 単なる事実の問い合わせ
 - イ 事実関係の確認
 - ウ 日常的に行われる営業活動
 - エ 職員が多数の要望等に順次対応するような場合で個別に記録する必要

性が乏しいもの
オ その場で対応が終了するもの

(記録票の提出等)

第8条 職員は、記録票を作成したときは、所属の長に提出しなければならない。

2 所属の長は、前項の規定による提出を受けたときは、記録票を保管するとともに、当該記録票に記載された要望等が不当な働きかけ等に当たると思料するときは、速やかに市長に当該記録票を提出しなければならない。

3 第1項の規定による提出をした職員は、記録票に記載された要望等が不当な働きかけ等に当たると思料するときであつて所属の長が市長に記録票を提出しないときは、市長にその旨を申し立てることができる。

(不当要求の報告)

第9条 職員は、不当要求があつたときは、口頭その他適切な方法により直ちに所属の長に報告を行うものとする。

2 所属の長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに市長に報告するものとする。

(不当な働きかけ等に対する措置)

第10条 市長は、第8条第2項の規定による提出を受けた場合若しくは同条第3項の規定による申立てを受けた場合で不当な働きかけ等があつたと認めるとき又は前条第2項の規定による報告を受けたときは、不当な働きかけ等を行った者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、不当な働きかけ等の内容が重大であり、かつ、慎重な対応が必要であると認めるときは、対応方針等に関し、徳島市公正職務委員会に調査させることができる。

3 市長は、前項の規定による徳島市公正職務委員会の調査結果を踏まえ、当該不当な働きかけ等の対応方針等を決定するものとする。

(徳島市公正職務委員会の設置)

第11条 職員の公正な職務の執行の確保に資するため、徳島市公正職務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当な働きかけ等への対策に関すること。
- (2) 警察署その他関係機関との協議に関すること。
- (3) 不当な働きかけ等に関する対応方針及び事後措置の検討に関すること。
- (4) 不当な働きかけ等に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第12条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、第一副市长をもって充てる。

3 副委員長は、第二副市长をもって充てる。

4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、教育長、交通局長、水道局長、病院局長、消防局長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

(顧問)

第13条 委員会に顧問を置き、徳島市顧問弁護士、徳島東警察署刑事第二課長、徳島西警察署刑事課長及び徳島北警察署刑事課長をもって充てる。

2 顧問は、委員会の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第14条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総務部総務課及び総務部行政管理総室人事課において処理する。

(不当要求行為等相談員の設置)

第16条 不当要求に対する適切な対応及び不当要求の未然防止を図るため、不当要求行為等相談員（次条において「相談員」という。）を置く。

(相談員)

第17条 相談員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求に対する行政内部の相談
- (2) 不当要求の防止に関する庁内の連絡調整
- (3) 警察、暴力追放センターその他関係機関との連絡調整
- (4) その他不当要求行為等に対する総括事務

(運用状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、この要綱の運用状況を公表するものとする。

2 前項の規定による運用状況の公表は、毎年7月末日までに行うものとする。

- 3 第1項の公表は、前年度における要望等記録票の作成件数その他市長が必要と認める事項を明らかにして行うものとする。
- 4 第1項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 市のホームページへの掲載
 - (2) 市の広報紙への掲載
 - (3) その他公表の方法として市長が適当であると認めるもの

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 徳島市不当要求行為等対策要綱
 - (2) 徳島市不当要求行為等対策委員会設置要綱

(経過措置)

- 3 当分の間、第8条第2項の規定に関わらず、所属の長は、記録した全ての記録票を市長に提出するものとする。

6 徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例

平成30年12月20日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、職員が要望等を受けた場合における、職員及び実施機関の
とるべき対応等について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行を
確保し、もって公正な市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号
に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、
農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会を
いう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定す
る一般職又は同条第3項に規定する特別職に属する徳島市職員（議会の議員
を除く。）をいう。
- (3) 要望等 職員に対して行われる要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依
頼その他これらに類する行為（職員が職務で他の職員に対して行うものを除
く。）であって当該職員が職務として受けるものをいう。ただし、不当要求
に該当する場合にあっては、当該職員が職務として受けるもの以外のものを
含む。
- (4) 不当な要望等 要望等であってその内容が次のいずれかに該当するもの
（不当要求を除く。）をいう。
 - ア 正当な理由なく、特定の者に対して著しく有利又は不利な取扱いを求め
ること。
 - イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定
の者の権利の行使を妨げることを求めること。
 - ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに
執行しないことを求めること。
 - エ 市が当事者となる契約において、市以外の契約の当事者に不当な利益が
生ずることを求めること。
 - オ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。
 - カ アからオに掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求
めること。
- (5) 不当要求 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段に
より要望等を行うこと。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、要望等に対応するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(要望等を受けた職員の責務)

第4条 職員は、要望等がなされたときは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

2 職員は、要望等が不当な要望等又は不当要求に該当すると思料するときは、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適正に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求が行われた場合（不当要求が行われるおそれがある場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

(要望等の記録)

第5条 職員は、要望等を受けたときは、次の各号に掲げる要望等である場合を除き、その要望等の内容を記録しなければならない。

- (1) 議事録等にその内容が記録される要望等
- (2) 書面により行われる要望等
- (3) 公式又は公開の場における要望等
- (4) その内容が次のいずれかに該当する要望等

ア 単なる事実の問い合わせ

イ 事実関係の確認

ウ 日常的に行われる営業活動

エ 多数の要望等に順次対応するような場合であって個別に記録する必要性が乏しいもの

オ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて回答する必要がないもの

2 職員は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望等を行った者（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等の内容について確認することができる。

3 要望等の記録及び報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の実施機関への提出)

第6条 職員は、前条第1項の規定により記録（以下「要望等記録」という。）を作成したときは、当該要望等記録又はその写しを速やかに実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、要望者に対し、当該要望等の内容を記載した書面の提出を求めることができる。

(要望等に対する実施機関の対応)

第7条 前条第1項の規定により要望等記録の提出を受けた実施機関は、当該要望等の必要性、実現性、公平性その他の要望等の実現に当たって検討すべき事項を総合的に検討し、要望等への対応方針を決定しなければならない。

2 実施機関は、要望等について決定した内容を記録するものとする。

(不当な要望等に対する実施機関の対応)

第8条 実施機関は、不当な要望等又は不当要求があったと認めるときは、公正かつ厳正に対処しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該要望者に対する警告、当該要望等記録の公表その他の必要な措置を講ずることができる。

3 前項の措置を講ずるに当たっては、要望者に対し、当該要望等記録の内容を確認しなければならない。ただし、要望者の所在が判明しない場合その他の要望者に確認することができない事情がある場合又はその要望等が不当であることが明らかであって要望者に対し当該要望等記録の内容を確認することが不適當である場合にあっては、この限りでない。

(審査会への報告等)

第9条 実施機関は、要望等が不当な要望等又は不当要求に該当するか判断できない場合であって必要があると認めるときは、徳島市職員倫理条例（平成14年徳島市条例第31号）第15条第1項に規定する徳島市職員倫理審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

2 実施機関は、前条の規定により措置を講じようとする場合に、当該講ずべき措置の内容について、審査会に諮問することができる。

3 実施機関は、前条の措置を講じたときは、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた審査会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。

(審査会の答申の尊重)

第10条 実施機関は、前条第1項から第3項までの規定により審査会に諮問又は報告をしたときは、審査会の答申又は意見を尊重して当該要望等への対応その他の行為をしなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、各実施機関における要望等記録の件数その他の運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(徳島市職員倫理条例の一部改正)

- 3 徳島市職員倫理条例の一部を次のように改正する。
(「次のよう」は省略)

7 徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例 施行規則

平成31年2月26日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例（平成30年徳島市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当要求)

第2条 条例第2条第5号に規定する社会的相当性を逸脱する手段により要望等を行うこととは、次の各号に掲げる行為を伴う要望等をいう。

- (1) 暴力的行為、威迫的言動、その他社会常識を逸脱する手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由なく、面談を強要する行為
- (3) 乱暴な言動、威嚇行為等により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、機関紙又は図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、下請け参入又は法外な補償等を強要する行為
- (5) 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(要望等を記録する職員)

第3条 要望等を受けた職員が要望等記録を作成することができない場合又は他の職員が作成することが望ましい場合は、他の職員が要望等記録を作成するものとする。

(要望等記録の記載事項)

第4条 要望等記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 要望等を受けた日
 - (2) 要望等を受けた場所
 - (3) 要望等を受けた方法
 - (4) 要望者の氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称並びに要望等を直接行った者の所属、役職、氏名及び連絡先）
 - (5) 要望等を受けた職員の所属、役職及び氏名
 - (6) 要望等の内容
 - (7) 要望等を行った者に対し、その場で対応した内容
- 2 不当な要望等又は不当要求に係る要望等を記録するにあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記録するものとする。
- (1) 不当な要望等又は不当要求に該当すると判断した内容
 - (2) 不当な要望等又は不当要求に対し、その場で講じた措置

- 3 前2項の規定にかかわらず、要望等の内容が軽易又は定型的であるときその他実施機関が相当の理由があると認めるときは、前2項に規定する事項の一部を記録しないことができる。

(要望等記録を作成する時期)

第5条 要望等記録は、要望等がなされたときに作成するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、要望等記録を作成する前に口頭により実施機関に報告を行い、要望等の対応が終了した後に要望等記録を作成することができる。

(不当な要望等に対する警告等の措置の記録)

第6条 実施機関が、条例第8条第2項に基づく措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容及び当該措置を講じた後の状況を記録するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第11条に規定する運用状況の公表は、毎年7月末日までに行うものとする。

- 2 前項の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 要望等記録の提出件数
- (2) 要望等記録に記録された不当な要望等又は不当要求の件数及び当該不当な要望等又は不当要求の概要

- 3 実施機関（市長を除く。）の長は、毎年1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、市長に対し、前項の内容を報告するものとする。

(専門委員の設置)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき、不当な要望等又は不当要求に関する専門委員（以下「専門委員」という。）を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 職員に対して不当な要望等又は不当要求が行われた場合（不当な要望等又は不当要求が行われた疑いのある場合を含む。）及び不当な要望等又は不当要求が行われるおそれがある場合において、事実関係その他の不当な要望等又は不当要求に係る状況の調査を行うこと。
- (2) 職員に対する不当な要望等又は不当要求を未然に防止するための対策について調査すること。

- 3 専門委員は、5人以内とする。

- 4 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(追加〔令和2年規則61号〕)

(徳島市公正職務委員会の設置)

第9条 職員の公正な職務の執行の確保に資するため、徳島市公正職務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当な要望等又は不当要求への対策に関すること。
- (2) 不当な要望等又は不当要求についての警察その他関係機関との協議に関すること。
- (3) 不当な要望等又は不当要求についての警告等の措置の実施に関すること。
- (4) 不当な要望等又は不当要求についての情報交換及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項に関すること。

(一部改正〔令和2年規則61号〕)

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、第一副市長をもって充てる。

3 副委員長は、第二副市長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、消防局長、教育長、上下水道局長、交通局長及び病院局長をもって充てる。

5 臨時の委員は、委員会に諮る不当な要望等又は不当要求に係る実施機関の長(議会においては議会事務局長を、市長においては部局長(前項の部長を除く。))をもって充てる。

(一部改正〔令和2年規則10号・2年61号〕)

(会議)

第11条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員、警察、その他関係者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(一部改正〔令和2年規則61号〕)

(委員会の運営)

第12条 委員会の庶務は、総務課及び人事課において処理する。

(一部改正〔令和2年規則61号・3年14号〕)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和2年規則61号〕)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月29日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。